

平成28年 網走市議会  
平成28年度予算等審査特別委員会会議録  
第3号 平成28年3月14日（月曜日）

○日時 平成28年3月14日  
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員（15名）

委員長	平賀貴幸
副委員長	井戸達也
委員	小田部照
	金兵智則
	川原田英世
	工藤英治
	栗田政男
	近藤憲治
	佐々木玲子
	田島央一
	立崎聡一
	永本浩子
	古都宣裕
	松浦敏司
	渡部真美

保険年金課長	江口優一
健康管理課長	武田浩一
健康管理課参事	笹尾里美
生活環境課長	梅津義則
生活環境課参事	細川英司
社会福祉課長	酒井博明
介護福祉課長	桶屋盛樹
子育て支援課長	野呂俊広
静湖園長	石川進
-----	
教 育 長	木目澤一三
学校教育部長	三島正昭
社会教育部長	後藤伸次
社会教育部参事監	米村衛

○事務局職員

事務局長	鈴木直人
事務局次長	永倉一之
主 査	小林久一
総務議事係長	岩尾弘敏
係	田中康平

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	山田庫司郎
-----	-------

○説明のため出席した者

市 長	水谷洋一
副 市 長	川田昌弘
企画総務部長	岩永雅浩
市民部長	後藤利博
福祉部長	酒井信隆
経済部長	今野哲男
観光部長	田口桂
水産港湾部長	河野宣昭
建設部長	石川裕将
水道部長	猪股淳一
企画調整課長	高井秀利
総務課長	大島昌之
財政課長	秋葉孝博

午前10時00分開会

○平賀貴幸委員長 おはようございます。

本日の出席委員は15名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開催いたします。

それでは、早速、本日の日程であります一般会計の歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入の細部質疑に入ります。なお、関連であります議案第14号についてもあわせて質疑をいただきます。

質問者、挙手願います。

田島委員。

○田島央一委員 おはようございます。結政の会の田島央一でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

結政の会のほうの代表質問の答弁におきまして、衛生事業なのですが、ごみステーションの検討という答弁がありましたが、具体的にごみステーションの検討というのはどういった内容になるの

か、お伺いしたいと思えます。

**○梅津義則生活環境課長** 昨年度と今年度、それぞれ3カ月実施いたしました生ごみ分別堆肥化検証事業では、現在の一般ごみステーションに生ごみを分けて入れるという方法で排出をしていただいております。検証事業の中で実施したアンケートの結果では、2年とも約30%の方が今のごみステーションでは不十分との回答を得ております。何らかの対策が必要だと考えております。

一つ目の対策といたしまして、今の一般ごみステーションと併用して、ポリバケツのような容器を配付し、そこに生ごみを入れてもらうという方法を考えております。ただし、この方法は、ごみステーションを使う方々でその容器を管理していただく必要が新たに発生するため、容器を希望する地区のごみステーションに設置をしたいと考えております。

また、二つ目の対策といたしまして、例えば町内会などで固定式の自前のごみステーションを設置するといった場合には、その設置費用の一部を補助したいと考えております。それらの費用は、新廃棄物処理施設運営準備事業に計上しております。

**○田島央一委員** 今2点ほど示されたと思うのですが、ポリバケツに入れて生ごみを集めるということで、もう1点、一部、ごみステーションのほうを補助するということでしたけれども、まず1点目、ちょっとお伺いしたいのですが、これはポリバケツで入れるようになると、収集する車自体も変わっていくとか、例えば袋の方式をそのまま採用して、袋をそのポリバケツに入れるのか、生ごみをそのまま持ってきてポリバケツの中に入れてしまって、ポリバケツごと収集車が持っていくようなイメージなのか、ちょっとその辺、収集車まで影響するようなものなのかどうか、ちょっとその点を確認したいのですが。

**○梅津義則生活環境課長** 検証事業と同様に、各家庭からは袋でごみステーションまで持ってきていただいて、それをステーションに設置してあるポリバケツに入れていただくというイメージをしております。そのごみステーションに設置したポリバケツから回収業者が回収をしていくというイメージになります。検証事業では、5リットルの袋1種類というようなことで実験を行ったのですが、本番の収集では何種類かのサイズのご

み袋を用意したいということで考えております。

**○田島央一委員** 基本的には、従前どおりの袋を使ってということで承知しました。

それで、ちょっとお伺いしたいのですが、例えばごみ袋の素材なんかについては、例えば生ごみを扱うということで、袋ごとそのまま一緒に処分しても大丈夫というか、有機物でできているような袋であれば手をかけないでそのままということも可能だと思うのですが、袋の素材についての検討はどうなっているのか、お伺いしたいと思えます。

**○梅津義則生活環境課長** 袋の素材でございますけれども、こちらは、田島委員がおっしゃっているのは生分解性の袋ということだと思うのですが、こちらは一般的なポリ袋、ポリエチレンの袋ということで考えております。生分解性の袋も検討したのですが、製造コストですとか耐久性に課題があるというようなことで考えております。また、来年度整備する生ごみ堆肥化施設には、ポリ袋を想定いたしまして、破集袋機と言いまして、袋を破いて取り除く機械を設置することで進めております。

**○田島央一委員** 袋の素材の件も、機械のほうも、そういった形で準備されているということで承知しました。

もう1件ちょっと確認したいのですが、先ほどごみステーションのほう、一部補助という形で言われたのですが、その辺の詳細についてもうちょっと説明願いたいと思うのですが。

**○梅津義則生活環境課長** ごみステーションの補助の関係では、まだこれから要綱等を整備していくことにはなりますが、今のところ、1件当たり、ごみステーションを設置した金額の2分の1で、上限は5万円ということで考えております。

**○田島央一委員** ちなみに、想定される件数なんかはどの程度想定されているのか、お伺いしたいと思えます。

**○梅津義則生活環境課長** 予算では20件分を見込んでおります。

**○田島央一委員** 20件ということなので、これはもしかしたら、状況によっては補正をかけていくということもあり得るのだろうとは思いますが、ちょっとこれは、地域にそれぞれお住まいの方の要望等を聞いて進めていくという作業になると思うのですが、私も卯原内の町内会のほう

で役員をやっています、そういった中で、ごみの扱いについては非常に、一般的には難しいと言われてはいるのですけれども、うちの地域ではそんなに、町内会に入っていないからここに出すとか、そういうトラブルは余り聞かないのですが、地域によってはそういうものもありますので、またこれから秋に向けて説明会なんかも丁寧にやられるという話は従前から聞いておりますので、その中でまた細かく地域住民に説明されるかと思っておりますので、この点もしっかり説明しながら事業を進めていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○平賀貴幸委員長 川原田委員。

○川原田英世委員 では、私のほうからも何点か質問させていただきます。

まず、福祉バス管理運行事業なのですが、現在の利用の状況について伺います。

○酒井博明社会福祉課長 福祉バスについてでございますけれども、バス自体は網走市のほうで所有しているのですが、運行につきましては社会福祉協議会のほうに委託しておりまして、実際の運転とか、バス自体の運行管理につきましては網走バスのほうに再委託しているところでございます。福祉バスの用途なのですが、これは、高齢者、母子家庭、障がい者や関係する福祉団体などが、各種大会、研修会等に参加するなどの福祉活動を助けるというために御利用いただいているものでございます。例年100件程度の利用を受けておりまして、本年度は1月末までで81件の利用をいただいているところでございます。

○川原田英世委員 年間大体100件ぐらいということで、三日に1回か、それぐらいの利用の状況だと思うのですが、この有効活用について、福祉の目的に使われているということなのですが、例えばボランティアで福祉活動をされている方、その参加者等から使いたいという要望があるのではないかなと思うのですが、そういう方に対しての対応をどうされているのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 福祉活動のボランティアの方に対する対応ですね。基本的には社会福祉協議会のほうで受け付けておりまして、多くは、先ほど申し上げたように、研修会等に行くということで、遠くは旭川とか、1泊で行ける範囲内で、近いところでは北見とか網走管内が非常に多いのですけれども、日帰りで行くという形で、基本的

には、1日当たりの運行距離が150キロの範囲内で済むようなところで利用いただいているという状況でございます。

○川原田英世委員 いろいろと条件があって、また、重複して使うなんていうことはできませんから、優先順位等もあるのだとは思いますが、そういった活動、一般的に活動されている方、ボランティアで活動されている方等から相談があった場合、そういう場合には、結構使えるのかな、どうなのかなと思っっている方もおられると思いますので、そういった方も使えるのですよと。ちょっと基準をつくらなくてはいけなくなるとも思うのですけれども、そういったところも含めて柔軟に対応していただきたいなと思うところです。

次に、生活困窮者自立促進支援事業の自立相談支援事業についてなのですが、国から4分の3補助、負担された上で、909万1,000円と予算計上されていますけれども、相談を受ける体制について、どのような状況か、まず伺います。

○酒井博明社会福祉課長 生活困窮者自立支援事業の、まず実施体制でございますけれども、これは生活サポートセンター「らいと」として網走市総合福祉センターのほうに今設置しておりまして、現在2名体制で行っておりまして、平日の9時から5時まで業務を行っております。

○川原田英世委員 2名で9時から5時まで相談を受け付けているということですが、相談の状況ですけれども、何件ほどの相談があるのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 この事業は平成26年の12月から開始したものでございますけれども、平成26年度は16件ございました。平成27年度は2月の末までで54件で、合計70件の相談をいただいているところでございます。

○川原田英世委員 年間54件というふうに、相談を受けているということですが、その中身の部分なのですが、生活保護を受けている方からの相談というのはあるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 生活保護を受給されている方からの相談ですけれども、現在まで6件ございました。相談経路として、本人からの電話相談があったり、あるいは社協のリハビリの帰りに立ち寄られたり、あるいは民生委員などを通じて相談が寄せられているところであります。代表的

な相談の事例なのですけれども、より収入の高い就労につきたい、その結果として生活保護から脱却したい、あるいは、受給者の自宅がいわゆるごみ屋敷で、生活環境改善のために何とかしてほしいなどの相談が寄せられました。この就労の相談があった方につきましては、公務員試験に合格しまして、生活保護から脱却しております。また、ごみ屋敷につきましては、地域の方々、生活サポートセンター、それから網走市などが連携して対応したというところがございます。

ちなみに、こういう生活保護を受けている方の相談があった場合の市のほうの対応なのですけれども、これにつきましては、本人のプライバシーに配慮はいたしますけれども、ケースワーカーなどと連携しながら生活や就労の課題に対応することにしております。

**○川原田英世委員** 生活保護の方、それぞれの状況を抱えているというところでしょうけれども、そういうことにも対応できるということで理解いたしました。

次に、相談に対して、基本はきっと収入の安定だとかそういった部分で仕事を求めている方も多いのだと思うのですけれども、実際にそういった方で、雇用に結びつけることができたというのは何件ありますでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** これまで、仕事を求めて相談に来られた件数というのが9件ございました。そのうち6件が就労に結びついております。さらに、その6件のうちの5名は一般就労のほうに結びつきました。残りの1名の方は、障がい者の就労支援事業所のほうに通所するというようになっております。就労に結びつかなかった方々ですけれども、高齢等で就労に至らなかったというような方で、シルバー人材センターへの橋渡しなどの対応をとりました。

**○川原田英世委員** 思った以上に、全体の相談の中で、仕事を求めているような感じではないですね、幅広い相談があるのだなということで受けとめさせてもらったのですが、基本的には、事業自体の中身としては、ハローワークとつなげて適した職に結びつけていくと、生活の安定というのが事業の一つの目的なのだろうと思うところなのですけれども、それ以外に、そういった障がいを抱えている方だとか、高齢でという方からも相談が来るということで、先進的な例というか、

ほかの自治体の例を見ると、地域包括支援センターに、これは代表質問のときにもちょっと挙げさせてもらったのですが、相談員を配置して、双方の機能強化というか、地域包括支援センターが、そのセンターとしての機能だけではなく一歩進んだというところで、そういったほかの事業とも連携させて、双方のさらなる機能強化ということをしている自治体があるということなのですけれども、網走としては、そういったほかの機関との連携だとか、そういった独自の取り組みというのは何かされていますでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** 他の機関との連携でございますけれども、相談の中で、非常に解決の難しい相談も中にはございます。こういう課題につきましては、社会福祉協議会、今おっしゃられました地域包括支援センター、それからハローワーク、網走市などの関係機関が集まって支援調整会議というようなものを開始しまして、課題解決に向けて組織的に対応を行うという形にしております。そのほかに、相談内容に応じまして、病院、あるいは介護事業所、障がいの支援事業所、シルバー人材、あるいは法テラスなど、その相談内容に応じまして関係機関と連携を図っているところがございます。

**○川原田英世委員** やはり相談が多種多様であるということから、そういった連携、ますますこれから必要になってくると思いますし、進めていただきたいと思います。これから先、さらにPR等を進めて、多分ニーズもふえてくるのだろうなと思いますので、そういった部分ですね、また、先ほど、当事者ではない方からも相談があるというようなことでしたけれども、家族の方からだとか、近隣の方からの相談というものもあると思いますので、さまざまな機関と連携して、機能の強化、これはさらに研究と実施を進めていただきたいと思います。

次に、先ほどちょっと触れて、若干関係してくるのですけれども、生活保護の状況について伺っていきたくと思います。まず初めに、この11億6,688万円と、この内訳なのですが、扶助費の状況について伺います。

**○酒井博明社会福祉課長** 生活扶助費の総額でございますけれども、これにつきましては、平成26年度の決算額で11億6,063万円となっております、その中でも非常に高いのが医療扶助費でござ

いまして6億2,387万3,000円、総額に占める割合としては53.7%となっております。ちなみに平成27年度につきましては、12月議会でも補正予算をさせていただきましたが、医療扶助費につきまして、当初想定していなかったような、手術等の高額療養費が生じました。その結果として、この医療扶助の部分につきまして約1億円の増を見込んでいるところでございます。

**○川原田英世委員** かなり膨らんでいるというか、そして全国的な動きと大体同じ状況にあるというような把握でいいのかなと思うのですが、やはり大きな負担なのだなというところですか。やっぱり少子高齢化にあわせて生活保護を受けている方たちの世帯も高齢化してきているということもありますので、そういうことを考えると、今後さらに膨らんでいくのかなというふうに考えます。

そして、生活保護を受けられている方というのは、やはり引きこもりがちになることが多いかと思えます。それで体を悪くしてしまう要因にもなると、こういう悪循環も一つあって、そういうことも考えていかなくてはいけないなと思うのですが、やはり病や介護の予防として、引きこもらずに社会に出て、社会とかかわっていくというところ、これを促す取り組みをこれからまたさらに進めていかなくてはいけないなというふうに考えるところなのですが、よく聞く話に、生活保護費の支給が窓口から口座に変わる方がふえていって、ますます社会とのつながりが希薄になってきたというような話をよく聞くところです。窓口の際では、そこで近況を把握したり、社会復帰へのサポートの情報だとか、いろいろなことが提供されて、話す機会があってというところで、今それが失われてきているというのが一つの状況なのだろうと私も認識させていただいているのですが、もちろん体の不自由な方には口座振込ということが便利でいいのでしょうかけれども、近年、不正受給だと、そういうような話もちょくちょく出てきていますので、そういったことも考えると、やっぱり面と向き合っていくわけではありませんが、窓口の役割というのが私はやっぱり求められてきているのではないのかなというふうに思っています。ちょっとその話をさせていただいたときに、国や道から口座を推奨しているというふうなお話も聞いていましたので、独自に進めていくという

ことはちょっと難しいというのは認識させていただいているのですが、ここら辺少し研究して、検討する必要があるのかなと思いますが、ちょっとお考えがありましたらいただきたいのですが。

**○酒井博明社会福祉課長** 窓口支給につきましては、先ほど委員おっしゃられましたように、毎年北海道の監査があるのですけれども、極力、窓口ではなく口座振替を推奨するということなので、それは、窓口で受け取った保護費が、例えば途中で落としたりとかですね、そういう事故を未然に防ぐとか、それから、窓口でほかの人から保護者が見られてしまうような、そういうプライバシーの保護とか、そういうようなプライバシーの確保というような背景もありまして推奨しているところでございます。ただ、どうしても本人の事情で、安否確認をしなければならないとか、どうしても本人と面談をしなければならないというような場合につきましては、ケース・バイ・ケースで窓口対応しているというところでございます。

**○川原田英世委員** 理解しました。確かにプライバシーとか、いろいろと問題があって、近年そういうこともありますので、なかなか難しいと思いますが、ケース・バイ・ケースで進めていただきたいなと思います。

次に、生活保護自体の近年の動向なのですが、受給世帯の推移はどうなっていますでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** 網走市の保護率の動向でございますけれども、直近といいますか、過去20年間あたりのスパンで見ると、平成8年度におきましては、411世帯、603人の方が受給されておりまして、当時の保護率は13.9%でございました。10年後の平成18年度におきましては、464世帯、647人の方が受給いたしまして、保護率は15.9%でございました。直近の平成28年1月末では、564世帯、743人の方が受給しておりまして、保護率は19.8%でございます。ここ数年におきましては、おおむね20%台で推移しているというところでございます。

**○川原田英世委員** この20年という流れで見ると、かなりふえてきているのだなという認識でさせていただきました。近年については少し落ちついてきたということで進んでいる、もう少し動向を見ていかなくてはならないのかなと思いますが、20年というスパンで見ると、この増加の要因は、

やっぱり高齢化が進んできているというのと、介護保険ができて、年金との差額を受けて高専賃などの施設に入るといふ、そうしたパターンもふえてきているところも一つの背景にあるのかなと思います。しかし、格差の拡大、これとともに、慢性的に生活保護を受給して、そこから抜け出せないという方が多くおられるというのも実態だろうなというふうに考えるところです。国のほうで研究されているデータによると、平成19年の調査研究では、生活保護受給世帯の25%、母子世帯の場合41%が世帯主の出身世帯も生活保護を受けているということで、連鎖して生活保護を受けているという形のようなのですけれども、この網走の場合、網走の出身世帯も生活保護を受けていたという、今そして自分も受けているというような世帯はどのくらいおられるのでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** 冒頭、先ほど生活保護率の推移についてちょっと御説明させていただいたのですが、平成8年度の保護率13.9%と申し上げたのですが、これは千分の一、千分率で13.9%でございました。申しわけございません。

生活保護の連鎖ということでございますけれども、生活保護世帯で育った方が、成人いたしまして生活保護を受けている世帯というのは、現在17世帯ございます。子ども世帯が生活保護を受給するに至った経緯ですけれども、例えば子どもに障がいがある、あるいは傷病、離婚等によりまして、やはりやむを得ない事情により申請受給をされている方が大半でございます。

**○川原田英世委員** 割合としては、では網走はそんな、こういった国に挙げられているようなケースは少ないのかなというところでちょっと認識させていただいたところです。こういったことを伺った背景には、代表質問で子どもの貧困について質問させていただいたということも含めてなのですが、やはりそのときからも、親から子への貧困の連鎖、格差の連鎖についてちょっと発言させていただいたのですけれども、この連鎖を断ち切って社会で活躍できる方をふやしていくということが重要と考えるところです。17世帯ということで、網走はそういうところで少ない、連鎖の部分に関しては、そういった意味では少ないのかなと思います。やっぱり、今現在、生活保護を受給している方、この方たちが社会にまた戻って活躍できるということが大切だと思うのですけれど

も、そこで、今現在受けている方で就労可能な、こういう表現は余りよくないのですが、稼働年齢層というのでしょうか、その方の割合を把握させていただければと思います。

**○酒井博明社会福祉課長** いわゆる稼働年齢層と言われる受給者の人数でございますけれども、18歳から65歳までの人数ということで捉えさせていただきますと、施設に入っている方、これは除きますと、約200名でございます。

**○川原田英世委員** 施設に入られている方を除いて200名ほどおられるということで、さまざまな、それぞれの状況があつて生活保護を受けているわけですので、なかなかそこが直接結びつくというふうには、200名が直接結びつくというふうには言いませんが、しかし、社会復帰できる可能性を持った方たちがおられるということで、そこで、就労自立給付金給付事業について伺いたいと思うのですが、就労収入によって生活保護が廃止となった方に対して、いろいろな負担が、それまでなかったのがかかってくる部分に対しての負担を緩和するというものなのかなというふうに認識していますが、予算として75万円計上されていますけれども、現在までの状況と今回の予算の中身について伺います。

**○酒井博明社会福祉課長** 就労自立給付金事業は平成26年7月から開始となったものでございますけれども、実績といたしましては、平成26年度が1件ございました。6万3,057円の支給でございます。平成27年度は、6件で31万3,272円の支給を行ったところであります。平成28年度の予算といたしましては、就労自立給付金の支給限度額が1件当たり最高15万円まで出せることになっておりまして、これを5件、合計75万円見込みまして、これを予算としております。

**○川原田英世委員** 満額で計算して5件見込んでいるということですが、この給付金を活用される方がふえるというのは、そのまま生活保護を抑えるということにつながっていきますので、社会復帰された方たちのということですから、生活保護の方、先ほど質問したように、あれだけ就労可能な年齢の方がおられるというわけですから、それぞれさまざまな理由があつてということなので、その理由を取り除いていくことと、そして、こういった支援があるのですよということ、やっぱり皆さんに周知して活用を促してい

くということが必要だと思うのですけれども、生活保護を受給されている方に対して、そのPRというか、周知、活用の促しという取り組み、どういことをされているのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 この就労自立給付金は、生活保護受給者にとって自立に向けての後押しになる制度でございますから、家庭訪問等を通じまして、ケースワーカーが受給者と対面で直接説明を繰り返し行っているところでございます。

○川原田英世委員 ケースワーカーが直接訪問してということで、ケースワーカーの役割というのが非常に重要になってくるのだなというふうに認識しています。やはり年に一度というわけではなく、そういうふうにケースワーカーがよく生活の中身を見て、いろいろな可能性や希望を生活保護を受けている方に与えていくと、そういった取り組みが必要ですので、ぜひ、この取り組みをさらに進めていただきたいなというふうに思います。

両事業、周知、活用、先ほど挙げさせていただいた自立相談支援事業とこの事業、両方あわせてなのですけれども、こういった形の事業名なんかも、私はもっと保護受給者に親しみの持てるものにしていくことも重要なのではないかなというふうに考えています。もちろんいろいろな、柔らかくして表現されている部分もあると思うのですけれども、やはりお高い事業名だと敷居が高くて相談にくいよということもありますし、やっぱり保護を受けている方が気軽に相談できて、こういった制度があるから頑張って社会復帰しようと、目指そうというふうに思える取り組みが必要だなと思うのですけれども、そういった点についてお考えがありましたら伺います。

○酒井博明社会福祉課長 おっしゃられますように、生活困窮者自立支援事業とか就労自立給付金給付事業などのこの名称につきましては、非常に堅苦しい名称でありますけれども、これは国からの補助によりまして行っている事業でございますので、予算書上の名称は国からの名称にやっぱり従うということで、他都市も基本的にはこの名称を使っているので情報共有しやすいという面があります。事業名称が市民の方々に大変わかりづらいものであるということはあると思いますので、どのような名称がわかりやすいかは、今後研究してまいりたいというふうに思っております。ただ、市民向けには、市民の方々には、この名称ではな

くて、わかりやすい、愛称とかをもらったような、わかりやすい名称で事業の内容をわかるようにしたいと思います。

○川原田英世委員 市民向けにはもう既に少しずつわかりやすい名称でということですので、さらに進めていただきたいなと思います。やはりどうやって今の生活環境、厳しいと思われている方をサポートして、そして社会復帰していただけるのかということ、これは非常に重要だと思いますので、これからさらに取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

私の質問は以上です。

○平賀貴幸委員長 永本委員。

○永本浩子委員 公明クラブの永本でございます。それでは、私のほうからは、予算説明書の46ページ、障がい者の就労移行支援給付事業についてお伺いいたします。予算額1,029万3,000円ということで、まずこの事業の内容を教えてくださいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 就労移行支援給付事業でございますけれども、就労を希望する障がいのある方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、あるいは職場実習などを、最大で36カ月間、3年間、支給計画に基づきまして実施しますので、網走市内におきましてはサンライズ・ヨピトさんのほうで行っているところであります。現在3名の方がこのサービスを受けております。

○永本浩子委員 サンライズ・ヨピトさんをお願いしているということは、多分知的の方の訓練が主になるかと思うのですけれども、その中で、受け入れ企業というのはどれぐらいあるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 先ほど申しましたように、この事業は、企業などにおいて就労作業を経験していただきながら、一般就労に向けての能力の向上を図っていくものでございまして、平成27年度におきましては、市内の衣料品店、製造業者、それから公共施設の指定管理者等に、合計4社で実習の受け入れを協力いただいているところでございます。

○永本浩子委員 今、4社の企業の方に受け入れていただいたということで、その受け入れ企業に対するフォローアップというのはどのようになっているのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 実習受け入れ企業にお

きましては、場面によりまして障がいのある方との向き合い方や業務内容等で課題を抱かれるようなケースもありますことから、企業の担当者、支援事業者、支援事業者にはジョブコーチもおられますけれども、これらの方が情報交換を行いまして、課題解決を図りながら対応を行っているところでございます。

**○永本浩子委員** やはりこの受け入れ企業に対するフォローアップというのが、一旦受け入れていただいた後も、ちょっとした、上司がかわったり、ほんの少しの環境の変化で続かなくなってしまうことがあると思いますので、その辺のフォローアップをしっかりやっていただきたいと思います。そしてまた、日体大支援学校の卒業生が出る平成31年には、先日、市長のほうからも、103名の就労が目標ということが言われていましたけれども、多分この数字は身体の方も入っての数字だと思います。日体大支援学校に入学される方は知的の方だと聞いておりますので、より就労が困難な知的の方や精神の方の就労となると、企業側へのそうした働きかけとともに、今取り組んでいるジョブコーチの増員が欠かせないと思います。現在、ジョブコーチの予算は30万円がついておりますけれども、今後、その平成31年以降に向けて、就職、就労先を広げるというために、この辺の取り組みはどのように考えておられるのでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** 委員おっしゃられるように、障がい者の就労におきましてはジョブコーチの配置が大変重要であるというふうに考えております。このことから、日常業務の中で企業の担当者と話をする機会も多いのですが、その情報交換の際にジョブコーチの職員に向けての勧奨や、あるいは現在行っております障がい者就労実態基礎調査、これは企業を個別訪問して行っているものですけれども、この訪問を行った際にも制度の紹介などを行いまして、受講の勧奨を行って少しでも広げていきたいというふうに考えております。

**○永本浩子委員** 企業の中の方にジョブコーチになっていただくというようなことは可能なのでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** ジョブコーチにつきましては大きく二つの種類がございます。就労支援事業所のほうでジョブコーチを用意するというのもございますし、受け入れる企業のほうでジョブコーチを持つということもできます。

**○永本浩子委員** 今、2種類のやり方があるということで、今後、もし受け入れの企業側にもそういったジョブコーチとなつていただける方が誕生してくるようになれば、就労する障がいのある方も安心して企業に就労できるかなと思いますので、ぜひそういった働きかけも今後お願いしたいと思います。

障がいのあるお子さんをお持ちの親御さんたちと話すとき、必ず言われるのが、自分たちがいなくなった後も子どもがちゃんと生きていけるかなが一番心配だということです。そのためには、行政のフォローとともに社会全体の意識の変革、心のバリアフリー化が必要だと思います。日体大支援学校ができることを最高の契機として、網走市が障がい者に優しい福祉先進都市になれるよう、さらなる取り組みをお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。50ページの老人保護措置事業について、5,714万7,000円の予算がついております。この事業の内容についてお聞かせください。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 老人保護措置事業について御説明をいたします。老人保護措置事業につきましては、65歳以上で、環境上の理由や経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置する制度でございます。介護保険制度の創設に伴いまして、措置制度における高齢者福祉サービスは、基本的に契約による利用形態に変わっていきましたが、介護保険施行後も、老人福祉法に基づきまして、この養護老人ホームの措置制度は継続されているところでございます。入所要件でありますけれども、健康状態、生活環境、家族や住宅状況、こういった環境上の理由や経済的な理由といたしましては、所得割非課税世帯に属する65歳以上の高齢者が対象となります。また、一部介助はあるものの、自立が原則でありまして、身体的に介護保険施設に入所が該当しないような高齢者が対象となります。

**○永本浩子委員** 今お聞きした内容ですと、主に静湖園関係の予算だと思いますけれども、この5,714万7,000円という予算なのですが、ちょっと私のほうで調べてよくわからなかったのですが、平成27年度の実績と比較すると、この予算というのはふえたのでしょうか、それとも減ったのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 措置費で見ますと、前



年度見込みと比較しますと、予算的には189万1,000円増加しております。理由といたしましては、入所者の増加となるのですが、静湖園につきましては民設民営というようなことで平成28年度に開設が予定されておまして、現在24名、平成27年度は実績としてあるのですが、利用者がもう少しふえていくというふうに考えております。

**○永本浩子委員** 増額の理由は承知いたしました。ここで、もう一度改めてということになりますけれども、静湖園が市営から民設民営になった利点というのはどういったところになるでしょうか。

**○石川進静湖園長** 静湖園の整備に係る民設民営の利点という御質問でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

今整備を進めております静湖園につきましては、まずその利点としまして、運営におきましては、軽度の要介護者の受け入れ可能な施設として整備することとしましたことから、既に介護保険事業を実施している法人の知識や技術のノウハウによる施設運営やサービスの充実が挙げられます。また、建設につきましては、民設の施設のほうが、今後、車両の整備とか修繕とか、そういうものにつきまして、各種財団、日本財団とかそういう財団なのでございますけれども、そういうところの助成制度が利用できるという有利な点がございます。

**○永本浩子委員** 一応サービスがより充実してくるということと、そういった車両とか修繕の問題が起きたときにも助成を受けやすいということでしょうか。

**○石川進静湖園長** はい。

**○永本浩子委員** この静湖園なのでございますけれども、大体いつごろから募集が始まって入居が始まるのか、そういったスケジュール感はどのようになっていますでしょうか。

**○石川進静湖園長** スケジュールについての御質問でございますが、まず、施設の整備のスケジュールでございますけれども、今、基礎工事等が終わりまして、建物自体は10月末に完成予定でございます。その後、備品搬入とか検査等を受けまして、12月にオープンする予定でございます。そして、現施設の入居者につきましては、オープン以降、随時新しい施設に入っていただくというスケジュールでございます。

**○永本浩子委員** 現在入っている方以外の募集というのはどうなんでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 民設民営後の静湖園の入所でございますけれども、6月ぐらいから、施設が10月からオープンしますよというような市民周知をいたしまして、随時、入所希望者に対して調査、面談などをして決定していきたいというふうに考えております。

**○永本浩子委員** ここで確認なのですがけれども、皆さん、民設民営になったら入居費用が高くなるのではないかと心配されている方が結構いらっしゃるしまして、私も聞かれるのですがけれども、利用者の負担額というのは御本人の収入に応じて決まるので、今までと変わらないということでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 入所に伴う利用負担の関係でございますけれども、老人福祉法に基づく措置制度でございますので、収入に応じた利用者負担というものが決められておりますので、利用者負担に変わりはございません。ただし、今回、民設民営に伴いまして、介護認定者が入所できる特定施設の指定を受ける予定でございますので、特定施設部分で入所の方につきましては、介護保険の利用者負担分が合算されることとなります。

**○永本浩子委員** 了解いたしました。楽しみにしていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、ぜひそういった方たちが喜んでいただけるような施設にしていっていただきたいと思っております。

次に、56ページの生活保護事業について、先ほども川原田委員のほうからいろいろと質問がありましたけれども、10年、20年という大きなスパンで見ると、結構変動があり、現在、ここ最近では横ばい状態ということだったのでございますけれども、この保護世帯の増加とか、最近の横ばいの主な要因とか背景は何だとお考えでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** 生活保護率の上昇の背景でございますけれども、生活保護率は、その時々を経済状況によりまして非常に影響を受けるものというふうに考えておりますけれども、その上昇した大きな要因としては、やっぱりバブル崩壊後長く続いた不況の影響が大きいと思っております。あと、リーマンショック等の景気変動によりまして上昇しているものというふうに考えております。ここ横ばいの状況としては、網走につきましては、ここ四、五年、大きな景気変動がないということから、ほぼ横ばいに推移しているものというふうに考えております。

○永本浩子委員 今説明がありましたけれども、多分私も、その経済状況というのが一番大きな要因だと思っております。経済状況的には、この近隣の自治体と網走とが特に違いがあるとは思わないのですけれども、近隣の自治体と網走市のこの保護世帯率を比較すると、どんな感じになるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 近隣他都市の保護率の状況でございますけれども、平成27年12月現在の統計ですけれども、北見市で1.83%、釧路市は非常に高く5.18%、帯広市が3.12%となっております。全道平均は3.13%で、これらの全道平均に比べますと、網走市はまだ低いという状況でございます。

○永本浩子委員 では、網走市の場合、北見市とほぼ同じようなパーセントということでしょうか。ほかの、釧路、帯広に比べると、全道平均からも、網走の場合は結構低いということがよくわかりました。その中でも、それでもやっぱり自立に向けての取り組みというのがとても大切になってくると思うのですけれども、先ほど川原田委員のほうからの質問に対して、稼働年齢層は200人ということでお答えがありましたけれども、その中でも、保護からの自立に向けて、市として訪問指導などに力を入れている世帯というのはどれくらいあるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 稼働収入の増加などによりまして生活保護からの脱却が見込める世帯につきましては、今おっしゃられたように訪問活動をふやまして、毎月、あるいは2カ月に1回行うなど、就労指導等を含めまして積極的に自立に向けての取り組みを行っております。現在、24世帯ございます。

○永本浩子委員 現在24世帯ということで、稼働年齢層の約10分の1ということですが、そうした働きかけの結果、現実に保護世帯から自立できた世帯というのはどれくらいあるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 実際に稼働収入の増加によって生活保護から脱却できた世帯数ですが、本年度の数字ですけれども、14世帯ございます。

○永本浩子委員 14世帯ということで、結構自立できているなというふうな私は感想を持ちました。先ほどの、この就労の自立を支援するために、就労自立給付金とか基礎控除もあるということは、

ケースワーカーさんが直接伝えてくださっているということで確認させていただきました。自立に向けたこうした取り組みで、着実に結果が出ていることがわかって少し安心いたしました。また、市民の皆さんの税金から支払われているこの生活保護費の不正受給は絶対にあってはならないことで、その点もしっかりと見ていただきたいと思います。しかし反対に、本当に困っている人が保護を受けられずに、事件や事故に結びつくようなこともあってはならないと思います。先日も、生活保護を受けているのにタクシーに乗っている人がいるのはとんでもないというお話がありました。生活保護を受けるに当たって車は持たないので、医師の判断で、病院に行くときだけはタクシーに乗ってもいいという場合もあることをお伝えすると、それは知らなかったと言って、批判していたことを反省している方もいらっしゃいました。また、保護を受けながら仕事ができることを知らない方もたくさんいらっしゃいます。生活保護を推進するつもりはありませんが、周りからどう見られるかが気になって保護を受けられないままに悲惨な結果になってしまったり、また、数年前、札幌市で知的障がいのある妹さんを見るために仕事をやめざるを得なくなり、貯金が底をつき、三度も保護の申請に行ったのに、若いからという理由で断られ、保護を受けられずに餓死していたという姉妹の事件のようなことのないように、生活サポートセンターとも連携しながら保護事業を推進していただきたいと思います。

それでは次に、58ページの不妊治療費の助成事業についてお伺いいたします。この事業、国の制度改正によると思いますけれども、前年、平成27年度が750万円だったのに対して、平成28年度、1,275万円にアップしております。その具体的な拡充の内容を教えてください。

○笹尾里美健康管理課参事 不妊治療の助成についてでございますが、網走市では、平成17年度より、道の特定不妊治療費助成事業により助成を受けた方に対し、年度当たり5万円を限度に、通算5年間助成する制度を開始しております。助成により、経済的負担の軽減ですとか不妊治療に助成しているところがございます。このたび、平成28年度が増額となりました理由につきましては、北海道における、国ですけれども、特定不妊治療への助成範囲が変更されることに伴いまして、当市の助成

も見直し、同様の対象範囲とするためとなっております。北海道における現行の制度は対象年齢に制限はありませんが、年間の助成回数が2回、通算10回、5年間となっておりますが、平成28年度からの新制度は、対象年齢は43歳未満と制限があります。ですが、年間助成の回数に限度はなく、通算助成期間の限度もありません。当市におきましても同様の範囲とし、対象年齢を43歳未満、年間助成回数及び通算助成回数の限度もなく、1回当たり5万円の助成を行います。制度の変更により、一年度に複数回の助成を受けられることが可能となりましたことから予算額がふえております。道に確認しました網走保健所の実績から、2件に1回は2回の申請のあるということでしたので、その金額から見込みました。

**○永本浩子委員** 了解いたしました。43歳未満という年齢制限はちょっと微妙なところですけれども、今までよりも助成が受けやすくなったということは大変歓迎すべきことだと思います。こうした国からの制度改正以外にも、網走市独自の助成というのはあるのでしょうか。

**○笹尾里美健康管理課参事** 当市独自の助成といたしましては、平成22年度から、保険が適用されない不妊治療を受けている方に対し、年度当たり3万円を限度に5年間の助成を行い、経済負担の軽減を図っております。実績といたしましては、平成26年度、17件、特定不妊治療がそのうち13件ですが、保険適用外の方も4件の利用があります。本年度、平成27年度におきましては、3月10日現在で、全体で10件、特定不妊治療が9件と保険適用外が1件の御利用があります。

**○永本浩子委員** 網走市でもこういった助成制度を、こういった人数の方が助成を受けながら妊娠に向けて頑張っているのだなということがよくわかりました。不妊治療は身体的にも精神的にもつらいものだ聞いております。また、経済的な負担は非常に大きく、治療内容にもよりますが、体外受精や顕微鏡授精だと、1回当たり、最低でも30万円はかかると言われております。また、日本でも不妊治療を受ける夫婦が支払う金額は、2年間で約140万円とも言われております。お金が続かずに断念する方も大勢いらっしゃいますので、たとえ5万円であっても、行政が寄り添いながら応援していくことが励みにもなり、人口減少に歯どめをかけることにもつながりますので、

今回拡充になったことで、一人でも多くの方が助成制度を活用して、無事妊娠できるように支えていくことが大切だと考えております。

それでは、次の質問ですけれども、58ページの健康づくりプラン推進事業158万1,000円の事業ですけれども、この事業の内容を教えてください。

**○武田浩一健康管理課長** 健康づくりプラン事業についてでございますけれども、第2期の網走市あばしり市民健康づくりプランに基づきまして、市民の健康増進に資するため、オリジナル体操であります「あばしりカニチョッ筋体操」の普及ですとか、健康都市連合の活動への参加、また、平成24年より開始しております健康づくり指導者ライセンス制度、健康コンシェルジュ「匠」の事業などを行っている事業でございます。

**○永本浩子委員** 今、事業の内容を教えてくださいまして、この健康コンシェルジュ「匠」に合格された方というのは、今どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**○武田浩一健康管理課長** 健康コンシェルジュ「匠」の合格者ですけれども、ことしの平成27年度の認定予定者を含めまして、現在41名の方がライセンスを取得されているということになっております。

**○永本浩子委員** この41名の健康コンシェルジュ「匠」の方ですけれども、こういった方たちの活躍の場というのはどうなっているのでしょうか。

**○武田浩一健康管理課長** 「匠」の方たちにつきましては、「匠」のライセンスを取得された方は、みずからのスキルアップや運動の知識を深めるために受講された方もいらっしゃいます。また、地域の推進委員として活躍されている方ですとか、みずから入っているサークル等で御活躍されている方もいらっしゃいます。また、昨年の市民健康まつりにおいて、事前に「匠」さんに集まっていたいただいて健康講座にも参加していただいたのですが、そのようなことをしながら、野菜を食べて生活習慣病を予防する、市のベジラブル運動のコーナーを担当していただいて御活躍していただいたところでございます。

**○永本浩子委員** 今、ベジラブル運動のコーナーで活躍という話を聞いて、ちょっとうれしくなりましたけれども、本当にせっかく講習や試験を受けて、「匠」というすばらしい名前をいただいた方たちですので、自分のためにとということで取ら

れた方は別として、何かの形で生かしたいということで取られた方たちに関しては、市民健康まつりだけでなく、また別の角度でも、例えば市内の小中学校でこの野菜の大切さを話してもらうなどして、さらにこのベジラブル運動の推進役になってもらえたらどうかと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

**○武田浩一健康管理課長** 「匠」の皆さんにつきましては、委員おっしゃるとおり無理のない範囲で、健康づくりの推進役として市全体の健康づくりに一役を買っていただきたいと考えているところでございます。そんなようなことによって、健康なまちづくりにもつながっていくと考えております。理想としては、自分自身で健康に関心を持ちながら実践していったり、健康をキーワードとする人たちを育てていくような活動、また、それによっていろいろな方たちに普及していただければと考えております。

**○永本浩子委員** 今後の、この「匠」の方たちの活躍に期待したいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

**○平賀貴幸委員長** 永本委員の質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時12分再開

**○平賀貴幸委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

永本委員の質疑を続行いたします。

**○永本浩子委員** それでは、60ページの母子保健事業についてお聞きいたします。最近、育児放棄や子どもへの虐待とも思える痛ましい事件が相次いでおりますが、網走市においては、こんにちには赤ちゃん事業で、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することになっております。訪問しても会えないお子さんや、会わせてもらえないような事例というのはあるのでしょうか。

**○笹尾里美健康管理課参事** 網走市といたしましては、妊娠中から、訪問や乳幼児健診などで、保健事業のあらゆる面において虐待を早期に発見する機会、また、強い不安や育児困難を抱く家族や、虐待に発展する危険をはらむ家族を早期に発見し、虐待に至らないよう関係機関と連携を図っているところでございます。今、赤ちゃん訪問事業での未把握の状況はあるのかという御質問ですが、訪

問で95%ぐらいは訪問させていただきまして、それ以外に訪問できないケースは、例えば長期里帰り中ですかありますが、医療機関、関係機関との連携により、全数把握はできております。

**○永本浩子委員** それでは、4カ月までのお子さんに関しては全員把握できているということで。また、1歳6カ月健診や3歳児健診に来ない親御さんというのはいるのでしょうか。また、来ない場合はどのような対応をしていらっしゃるのでしょうか。

**○笹尾里美健康管理課参事** 1歳半健診ですとか3歳児健診においても、97%の受診率ということで、ほとんどのお子さんが受診されておりますが、中にはやはり未受診の方がいらっしゃいます。未受診の方に対しては、保健師が訪問させていただいたり、お電話等で確認させていただく方もいらっしゃいますし、あと、どうしても会いたくないとか、御都合で受診できないという場合には、保護者の方の了解をいただいて、集団である保育園や幼稚園等での確認をさせていただいたり、医療機関、関係機関との連携のもと把握させていただいて、全数把握している状況でございます。

**○永本浩子委員** 今、ありとあらゆる手を使って全数把握ということのお答えをいただきまして、網走市には把握できない御家庭というのは今のところ一軒もないということがわかりまして安心いたしました。せっかくこの世に生を受け、無限の可能性を秘めた未来がありながら、最も頼りとする自分の親にその命を絶たれてしまうという痛ましい事件が起きないように、社会全体で子育て世代を守り、子どもを育てていくという取り組みが大切になってきております。網走市には、子育て世代を支援するメニューがたくさんあります。今回も、子育て安心ガイド「ぴゅあ」が、よりわかりやすく刷新されることになりました。家庭訪問の折には、多くの皆さんが利用できるように取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○平賀貴幸委員長** 小田部委員。

**○小田部照委員** 志誠会の小田部です。まず、生活保護事業についてなのですが、二人の委員から詳しく質問がありましたので割愛させていただきますが、生活保護事業制度は、御存じのとおり、日本国憲法第25条に示される国民の権利です。い

ろいろな事情で、これを受けなければならない人にとっては大変なことであり、その人にしかわからない気持ちというのが当然あると思います。市民のための行政、思いやりのある温かい行政という意味からも、細心の注意とその配慮が必要な仕事だと思っています。本当に網走市民でよかったと思われる対応をしていただけるよう心からお願いいたしまして、次の質問に入ります。

有害小動物等処理事業の蜂の巣駆除事業について質問いたします。スズメバチは刺された場合、急激なアレルギー症状、俗に言うアナフィラキシーショックを引き起こし、最悪、死に至る場合もあるという非常に危険な生物だと認識していますが、まず、網走市における過去3年間及び今年度の駆除件数と駆除にかかったその費用について伺います。

○梅津義則生活環境課長 蜂の巣駆除事業の実績でございますが、平成24年度は駆除件数223件で、費用が181万7,000円かかっております。平成25年度が541件で301万7,000円、平成26年度、472件で284万3,000円。今年度は、まだ年度途中でございます。恐らく件数とか変わらないと思いますが、一応予定ということにさせていただきますが、172件で179万6,000円ということになっております。

○小田部照委員 年によって駆除件数にかなり差がありますが、その理由としてはどう考えているのか伺います。

○梅津義則生活環境課長 駆除件数の増減に大きくかかわっているのは、女王蜂の越冬数とその年の気象条件が主な要因になると考えております。前年誕生した女王蜂の越冬数が多いことや、営巣活動をする春先の気温の暖かいこと、その時期の雨が少ないことなどが重なると、スズメバチにとってはふえるよい条件が整っている状態ということが言えると思います。そのような年は発生件数が多くなりますので、駆除依頼件数も増加すると考えております。

○小田部照委員 わかりました。気象条件によってかなり増減があるということで認識いたしました。それでは、市に駆除の連絡依頼が来た場合はどのように対応されているのか伺います。

○梅津義則生活環境課長 スズメバチの巣の駆除は、生活環境課の環境対策係が市内の事業者へ委託して行っております。市民から通報がありま

したら、巣をつくられた住宅や土地などの住所と所有者名、個人の所有か事業者の所有か、巣が見える場所にあるかなど、必要な項目を確認いたしまして、個人の所有の場合には委託業者に連絡をし、駆除依頼をしております。事業者の場合は、業者紹介をしております。通報があれば、基本的にはその日のうちに駆除をされますが、依頼件数の多い日、それと、受け付けた時間帯が遅い時間だったりとかした場合には翌日の駆除になる場合もあります。また、建物の中に巣がつけられておまして、壁や天井を剥がすような工事が発生するような場合、その費用は建物の所有者に負担をしていただくということになっております。このことは、委託業者が駆除現場に行った際、十分に説明をしていただきまして、駆除作業に着工するということになっております。

○小田部照委員 わかりました。それでは、平日、職員のいるときはそのような対応ということなのですが、土日や祝日、職員の休みの休日のときはどのように対応されているのでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 土日ですとか祝祭日とかは、市のほうに電話が入りますと警備のほうで電話対応することになります。警備職員が常駐して電話対応しておりますので、依頼があった場合につきましては、環境対策係の職員と同じ説明をいたしまして、駆除業者にファクスをするということをお願いしてあります。

○小田部照委員 わかりました。最初に申し上げたとおり、スズメバチは非常に危険な生物だと思います。全国的に見ますと、スズメバチの巣が通学路にあったため、子どもたちが刺された事例などが報道されていますので、児童生徒や市民の安全確保のためにも迅速な対応がとられるよう、業務内容などをさらに検討していただきたいと思っております。網走も、そろそろ熊の情報、渡り鳥、カラスの子育ての時期に入ってきます。特にカラスは人を襲うこともあるということは、みんな御承知のとおりです。こうしたことに親切に対応してあげることには大変必要なことだと思っています。これからも、こうした市民の要望に適切に応えていただくようお願いいたしまして、次の質問に入ります。

それでは、保育園の統合整備事業について伺います。昨年末、新町のすずらん保育園と川向のたんぽぽ保育園を統合し、そこに北児童館を併設し

て整備するという方針が出されました。この方針につきまして質問させていただきます。

まず、整備予定地である旧二中跡地一帯を子ども・子育てゾーンとして拠点化していくということですが、改めて整備の概要と、そうすることのメリットをお聞かせいただきたいと思いません。

**○野呂俊広子育て支援課長** まず、整備の内容につきまして御説明いたします。委員のおっしゃったとおり、新町のすずらん保育園と川向のたんぼ保育園、そして北児童館につきまして統合併設するというものでありますが、両保育園につきましては、老朽化が著しいという状況から建てかえ、それから、近年の少子化によってそれぞれの保育園で園児数が定員に満たない状況が続いていますことから、今後の新町、大曲、北地区等の保育園について検討してきたところでございます。北児童館につきましても同様、老朽化が著しいことから、併設して建設しようとするものでございます。

次に、メリットということでございますが、大きく三つございます。一つ目は、老朽化を解消し、環境の改善が図れるということ。二つ目は、保育、児童館サービスの質の向上が図れるということ。三つ目に、長期的な目線で子育てが図れるということでございます。

**○小田部照委員** わかりました。1月に市民向けの説明会の開催があったと聞いていますが、市民の皆様からはどのような質問があったのか、お伺いいたします。

**○野呂俊広子育て支援課長** 市民に対しての説明会については、12月に向陽地区町内会連合会、1月に北地区町内会連合会に対して、また、1月にはエコーセンターで市内一円を対象に開催したところでございます。その中で、さまざまな御意見、質問が寄せられたところでございまして、その中でも、保育園、児童館に関連した御意見としましては、保育園跡地の関係、西児童館の関係、市道の交通量の関係、建設場所の関係、それから民営後の市の関与について、北児童館に通う川向地区の児童の割合などの質問、御意見が寄せられたところでございます。

**○小田部照委員** わかりました。答弁いただいた中で、保育所整備跡地の関係と西児童館についての関係で、市民にどう説明したのか、内容を教えていただきたいと思いません。

**○野呂俊広子育て支援課長** まず保育園跡地の関係でございますけれども、建物が老朽化し、防犯上、取り壊しが前提となりますが、その後の跡地利用については未定であるということをお説明させていただきます。

また、西児童館の関係については、北児童館に次いで老朽化している現状ですので、今後、地理的要件が北児童館とは異なりますが、可能な限り、関連施設との連携や複合施設など、行政サービスの集約を図りながら検討していきたいと説明させていただきます。

**○小田部照委員** わかりました。それでは、民営化に当たり、保護者や児童が不安を覚えるのではないかと危惧いたしますが、どのように考えているのか伺います。

**○野呂俊広子育て支援課長** なれ親しんだ保育士が一斉にかわりますことは、児童にとっても保護者にとりましても大きな心の負担になるということから、なるべく穏やかな移行がなされるように、事業者の決定後から移行までの間に十分な準備期間を設けて、その間に公立保育園の保育内容や子どもの状況を伝えたいというふうに考えています。また、必要に応じ、移行後のフォローについても行いたいというふうに考えてございます。

**○小田部照委員** わかりました。民間になれば障がい児などの受け入れは難しいのではないかとこのように思いますが、どうお考えなのか、お伺いいたします。

**○野呂俊広子育て支援課長** 各施設におかれましても、現に特別に支援が必要な子どもについては受け入れを行っていますことから、そのようなことはないというふうに認識してございます。

**○小田部照委員** わかりました。今回の統合整備は、保育所や児童館を民設民営化するものだと理解しております。経済効果だけを求めるのではなく、公共性に重点を置き、特に子育て環境の充実、向上を図っていこうとするものだと思います。今後とも子育て世代からいろいろな要望が出されてくると思います。これらに、より適切に対応されるよう期待いたしまして、私の質問を終わります。

**○平賀貴幸委員長** 古都委員。

**○古都宜裕委員** 早速質問に入らせていただきます。予算書46ページ下段のほう、障がい者総合支援訓練等給付事業ということですのでけれども、平成27年度の予算書の中で、障がい者自発的

活動支援事業ということで、これ、たしか内容がヘルプカードの内容だったと思うのですけれども、こちらはつくったから終わる事業ではなくて、つくった後、いかにこのヘルプカードというのを知ってもらうかという広報活動の部分が大変重要になってくると思うのですけれども、そういった部分で、広報ということはどのようにして、この中の予算のどれかに入っているのでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** ヘルプカードにつきましては、500枚作成いたしましたして、本年1月から配付を開始したところでございます。カードのPRにつきましては、これまで市広報への掲載、民生委員や町内会役員の研修会などでの説明や、サービス提供事業所、それから地域活動支援センター、障がい当事者団体等へ直接赴いて説明やPRを行ってきたところでございます。平成28年度は、予算自体は確保していませんが、ただ、まだヘルプカードの周知につきましてはまだまだ不足もあるというふうには考えておりますので、今後、チラシの作成、あるいは、そのつくったチラシをサービス提供事業所等へ配付を行うとともに、市の窓口などにおきましても、手続、相談での来庁時などにPRを行っていきたいというふうに考えています。

あと、それに加えて、平成28年度からは障害者差別解消法という法律が新たに施行されるのですが、この法律の施行に伴いまして、いろいろな事業所あるいは事業者のほうに個別に説明会を行うことを考えておりまして、この説明会を通じて市民や事業者へのさらなる周知を図っていきたいというふうに考えております。

**○古都宣裕委員** ヘルプカードという事業も大変重要なのですけれども、まず、利用する側がもちろん知って使おうとするときに、一般の人が知らなければ全く意味がないと思うのですよ。その中で、よりですね、つくるまでの過程よりも、つくった後、知っていただくPRにもっと力を入れていただかないと、せっかくつくった事業、そして、いいカードだとしても活用がなかなかされない、普及が広まらないという現状に入ってしまうと思うので、せっかく取り組んだことですから、しっかりとPRして、小学校とか低学年の学校教育とも協力した上で、しっかり学んでいただいて、将来大人になったときでもそうですし、今現在生活している方でも、出されたときには、困ってい

る人がいるのですよ、助けてあげなければいけないのですよという部分をしっかりと社会的にも認知させられるように、しっかりとPRしていただきたいと思います。

次に入ります。次は翌ページの48ページ下段のほうなのですけれども、民間福祉活動推進事業の中の障がい者自立支援活動支援事業とあるのですけれども、平成27年度ではボランティア団体活動支援事業ということであったのですけれども、ちょっと変わった中で、多分この中に含まれるのだろうと思いますけれども、この事業の内容を詳細にお教えいただけないでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** この事業につきましては、今おっしゃられたように、ボランティア団体活動支援事業ということで、ボランティアの方々が自主研修活動をやると、その際の会場使用料等に、あるいは講師を呼ぶとか、そういうような費用に充当できるということで、まず、事業の一つが自主活動を支援するというもので一本立てております。もう一つが、サービス介助士に対する補助というものをこの事業の中に入れております。特に新しいのは、このサービス介助士のほうの事業ですけれども、これにつきましては、この資格は、高齢者や障がい者に対する介助技術や接遇のノウハウを身につけるための一定の講習を修了いたしましたして、かつ検定試験に合格した方が有資格者というふうになります。この資格は、通信教育と実習を経て、試験で点を取ると取得できるのですが、実習自体は網走市の社会福祉協議会のほうで取り組んでおりまして、市内で受講することができます。こういう介助技術を取得した方が、市内の店舗、観光施設、運輸事業者などに配置されることによりまして、障がい者や高齢者の方々が安心して外出できるなど、社会参加の促進に寄与できるものと考えております。また、網走を訪れる方々に対しましても、そのサービス介助士を通じたおもてなしで満足度を高めていただく、そういう効果が期待できるものと考えております。ただ、この資格の取得費用は約4万円で、やや高額でありますことから、受講費用の全額を補助いたしましたして、市内におけるこの有資格者の増加を図っていかうとするものでございます。

**○古都宣裕委員** それでは、今回その予算の中で、ボランティア団体等もいろいろ含まれた中だと思えるのですけれども、このサービス介助士にかかわ

る全額負担ということなのですけれども、そのうち、これが約何名分を予算として計上しているのか、そして、今まで何名ほど、網走市内でそういったサービス介助士の方がいて、どういった企業にいらっしゃるのかというのを、もしわかればお示してください。

**○酒井博明社会福祉課長** 本年度、育成の目標としている人数が17名でございます。予算としては69万8,000円計上しております。

それから、市内で既に取得されている方の人数ですけれども、約50人いらっしゃいます。事業所別では、病院、あるいは宿泊施設、建設業、食品、それから運輸と福祉団体、これらのような事業所、業種のほうで有資格者がいるという状況でございます。

**○古都宣裕委員** 内容としては、サービス介助士のほうはわかったのですけれども、となると、この事業自体の中で約69万円がサービス介助士のほうだとすると、前年度にあったボランティア団体支援事業も先ほどくつついての話であったという話だったのですけれども、そうしたら、そっこのほうの予算が大きく減っていると思うのですけれども、その理由については何かおわかりでしょうか。

**○酒井博明社会福祉課長** こちらの事業のほうについては決算の範囲でということで、本年度、事業の執行が結果的に少なかったということで、合計11万円という形になっております。今後、ニーズ等に応じて、できる限りこの予算の範囲、あるいは、予算を超えるような要望があれば、それは財政課とまた協議しながら、また対応するというふうにしたいというふうに考えております。

**○古都宣裕委員** 事業内容としては理解いたしました。サービス介助士に対しても、この福祉という面だけではなく、観光やら多岐にわたって大変重要であると思っておりますので、引き続きやっていただきたい。また、サービス介助士の資格取得について積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に入ります。その下の障がい児通所給付事業なのですけれども、昨年度の予算から見ると、上記の児童発達支援給付事業というのが大体800万円、その下の放課後等デイサービス給付事業というのが大体1,300万円ほど増額していますが、この増額理由をお示してください。

**○酒井博明社会福祉課長** 児童発達支援給付事業

につきましては、平成24年4月に制度改正が行われまして、それまで障がい者自立支援法に基づいて実施されておりましたデイサービスが、これは児童福祉法に基づく児童発達支援となりました。この改正によりまして、今まで障がい児のサービスという、そういう色彩が濃かったのですが、発達障がいのある子どもさんや、その発達が気になる子ども対象にできるということになりました。そういう形で法制度が和らげられたということがありまして、この制度内容が、さまざまな情報提供の機会や、あるいは、保護者の間で情報交換が得られまして、徐々に浸透してきたということがございます。加えまして、平成25年度からサービス提供事業者が今までの2カ所から3カ所にふえました。これに伴いまして、相談からサービス事業につながる機会も増加したということから、利用人数等が増加しているところでございます。

それから、放課後デイサービスの増加の背景ですけれども、今申し上げたように、児童発達支援給付事業の対象の方がふえてまいりました。児童発達支援給付につきましては、就学前のお子さんがサービスを受けておられますけれども、その方々が、今度は就学の年齢に達しますので、そのまま放課後デイサービスに移行するということになりまして、継続利用の方が多くなりました。それが増加につながっているものと考えております。

それと、学校から市や障がい者への相談支援事業者へ、発達に心配のある児童に関する相談も行われておりまして、その相談を通じてサービスの増につながっているという状況もございます。

**○古都宣裕委員** そこでお伺いしたいのですけれども、今、人口減少ということで少子化がうたわれている中、対象範囲が広がったというのもそうなのですけれども、市としては、発達障がい者とされている発達障がい児がふえていると認識しているのか、それとも、新たに発達障がいという言葉で区分されている部分がふえていると認識しているのか、どちらなのでしょう。

**○酒井博明社会福祉課長** 発達障がいには該当するかどうかということですが、発達障がいの相談をされている方が多いということで、その相談件数の増加に伴いまして、この発達障がいの可能性がある子とかですね、そういう方がふえているのだというふうに考えています。

**○古都宣裕委員** ふえているというのは、そうし



たら今で言うと、対象が広がったからという認識ということなのでしょう。

**○酒井博明社会福祉課長** このことにつきまして、やっぱり相談体制が非常に充実してきているというふうに考えておりますので、今まで発達障がいで見過ごされていた方もいるように思うのですけれども、そういう方々が、大きくその相談体制の充実により対象として拾い上げるといいますか、そういう方々を対象とできるということに伴いましてふえているというように考えています。

**○古都宣裕委員** 一定程度理解いたしました。発達障がいに対しては、今10年ぶりに見直しが進んでいる状況でもあります。そんな中、しっかりと対処していかないと、たしか医療分野でもかなり見解も分かれていて、発達障がい児自体がふえているのか、それとも、対象としている範囲がただ単に拡大しただけなのかという部分でも把握し切れていないという状況もあるので、しっかりと取り組んでいった上で、発達障がいという言葉もあるのですけれども、若いうちから対処したことによって、大人になってその部分が緩和されるという部分がありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

関連しますけれども、次に52ページに飛びまして、子育て支援ガイドブック作成事業についてお伺いいたします。この子育て支援ガイドブック作成事業なのですけれども、昨年はなく、一昨年あって、2年置きに行われていると思うのですけれども、今回のこの改訂の内容について、ページ数増もあると思うのですけれども、どのような内容になるのでしょうか。

**○野呂俊広子育て支援課長** 新たな子育て支援ガイドブックの関係でございますが、従前の内容につきましては、子どもの成長でございますとか予防接種の関係ですとか、乳幼児健診、あとは保育園などの施設の関係、小学校入学手順などを掲載してございましたが、これに加えまして、従前から御指摘いただいていた、早期療育、早期発見の必要性、ベジラブル運動、コンビニ受診抑制に関する記載、あばしり健康ダイヤルについての記載、子育てサポート事業の詳細、それから、放課後子ども教室の詳細などを加えて掲載したいというふうに考えてございます。

**○古都宣裕委員** 従前指摘させていただいておりました子育て支援のガイドブック、親御さんが興

味ある時点で発達障がいというものの理解を深めていただくという部分で、載せていただくような配慮があったことは大変うれしく思います。

また、例として和歌山市では、例えば、妊娠されたときにどういったところがあるですとか、どういった相談窓口がある、また、お子さんが生まれたときには、どういったところがあって、まちにはレストランで授乳所があるようなところがどういったところがあるといった、とても細やかな対応をしている冊子があります。ページ数も、ここで言うと110ページぐらいもあって、ものすごく分厚いものになるのですけれども、そういった網羅しているものがあれば大変子育てに対しても便利であり、また、子育てしやすい環境の一助も担うのではないかと思いますけれども、そういったお考え、今後目指していく考えというのがありますでしょうか。

**○野呂俊広子育て支援課長** 和歌山市を初め他市町村のガイドブックもさまざま拝見させていただいたところでございます。内容、それから字の大きさ、レイアウトを含めて、わかりやすく親しみやすい構成にしたいというふうに考えています。

**○古都宣裕委員** 和歌山市であると、民間に委託しながら毎年発行したりとかという部分もあって、予算の関係もあると思うので、2年に1回でも構わないのですけれども、いろいろな部分を網羅して、少子高齢化に対して挑戦していくという部分もありますから、そういった部分でしっかりとサポートできるような状態をつくっていくことが大切だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、58ページ、24時間電話健康相談サービス事業というのがあるのですけれども、以前、こちら、昨年も指摘させていただいて、月約90件の問い合わせがあるとありました。その中で、予算がことは大体60万円ほど減額されているのですけれども、相談内容として、内容を生かしてという話もしていたのですけれども、今大体どれぐらいの件数が月々あってという部分も含めて、また、相談内容としてはどういったものが多いかという部分も含めて、把握していればお願いいたします。

**○武田浩一健康管理課長** 24時間電話健康相談サービスの利用状況についてのお尋ねですけれども、平成27年度の利用状況については、2月まで

の集計という形になりますが、利用件数で925件、相談者の年代としては30代が最も多く、次いで40代、50代。相談内容につきましては、気になる体の症状に関する相談が一番多く、次に、現在治療中の治療に関する相談、次に育児に関する相談というような形に順になっているところがございます。

**○古都宣裕委員** 昨年も、たしか、体の相談、薬などの相談、そして育児の相談という、順番的には変わらないのかなと思うのですけれども、せっかくいただいた相談という部分で、これが一概に、コンビニ受診に下手したらつながっている部分の一部ではないかという指摘をさせていただいた上で、そういった中で、後に健康カレンダーの部分もあると思うのですけれども、健康カレンダーに載せるなど、また、先ほどお話ししました子育て支援ガイドブックに、相談内容が一番多かったようなものをつなげたりすることによってコンビニ受診が抑制できると思うという話をさせていただいたので、そういった内容は、今後網羅してちゃんと検討されるようになっているのでしょうか。

**○武田浩一健康管理課長** 周知方法につきましては、今、委員お話のとおり、いろいろな形で周知をしているところがございます。コンビニ受診の関係でございますけれども、もともと市民の健康や医療、育児の不安解消というほかに、この事業につきましては、コンビニの受診を抑制するというのを目的としておりましたので、そのような形でやっているところがございます。報告の内容と今の内容等につきましては、なかなか事後調査までできていないというような現状ですけれども、医療機関に情報等を提供などしてまいります。また、このような形の中で、平成27年の9月から、相談内容に緊急性がある場合など、利用者の同意を得た上で消防司令室に電話を転送するサービス内容というのを新しく始めたということで、それも結果になっているのかなと思っております。

子育て支援ガイドブックの作成の中に、新たに追加して掲載する内容として、あばしり健康ダイヤル、今の事業の多い質問のQ&Aという形を載せることとしているところがございます。

**○古都宣裕委員** 依然として、網走なんかでも、トイレの紙を切るところで指を切って出血だということで救急に電話したりとかという部分もある

というふうに、消防の方からも伺いました。そういった部分もある中で、やはりコンビニ受診の抑制をもっと積極的に行わないと、本当に必要なときに救急車がない、そういった状況は避けていかななくてはならないと思いますので、積極的に得た情報をしっかりと活用して、コンビニ受診の抑制にもつなげていただきたいなと思います。

次に、健康診査事業ということで、この中の子宮がん検診、乳がん検診について絞ってお伺いたします。この中で、子宮がん検診、乳がん検診の対象となる方が何名いらっしゃって、今回の予算が何名ほど分の予算となっております、また、実際に受診している人がどれぐらいいらっしゃるかという部分も把握していればお願いします。

**○笹尾里美健康管理課参事** 子宮がん検診、乳がん検診についてでございますが、子宮がん検診の対象は1万6,727人となっております。乳がん検診の対象は、1万2,253人となっております。平成28年度予算で、子宮がん検診は640人、乳がん検診は630人ということで予定しております。受診の状況なのですけれども、受診状況は、子宮がん検診は1月、年度途中でありまして、1月末現在で630人、乳がん検診は、2月中旬までの受診で、605人の受診となっております。受診率なのですけれども、子宮がん検診は、20歳以上を対象といたしまして、乳がん検診も30歳以上を対象、2年に一度の受診の実施となっております。受診率が、本年度の受診では子宮がんで3.8%、乳がん検診で5.3%となっておりますが、2年に1回の受診ということで考えますと、平成26年、平成27年合計では、子宮がん検診が7.7%、乳がん検診が12.2%となっております。

**○古都宣裕委員** 子宮がん、乳がんとともに、なかなか10%ぐらいにしかならないという部分なのですけれども、ちょっとここに絞ったのは今回わけがありまして、平成24年7月24日に網走市は健康都市連合に加盟したわけですけれども、先日の7日に、日本医療政策機構というところから、働く女性が乳がんなど婦人科の病気にかかることによって、医療費や休業などの経済損失が、日本全体で約6兆3,700億円にもなるという試算もされております。その中で、やはり検診率を上げて予防医療に取り組んでいくことが大切だと思うのですけれども、今のところ予算も同程度になっているのですけれども、この検診をどんどん推進、ま

た皆さんに受けてもらうようにするに当たって、どのような取り組みが行われているのでしょうか。

**○笹尾里美健康管理課参事** 周知につきましては、まず、健康カレンダーとか、検診初年度の方に対しては御案内をさせていただいているのと、がん検診推進事業の中で子宮がん検診、乳がん検診の子宮がんは20歳、乳がんは40歳の方に無料クーポンと、検診についての周知のための健康手帳をあわせて送付させていただいております。それと、あと来年度、委員おっしゃるように、子宮がん、乳がんの部分では、がんが発見しやすいというがんでありまして、網走市のがん検診においても、毎年数名のがんが見つかっております。ただ、検診で見ついているがんは早期のがんが多いという状況では、医療費としては多くない状況かと考えております。今後も、検診初年度の方への個人通知ですとか、広報とか無料クーポンなどの配付で受診増に努めてまいります。また、がん検診に限らず、特定健診も含め、1次予防の観点から検診を受診していただくことがまず第一と考えております。平成28年度から始まります健康マイレージの中にも取り込み、受診をしていただけると期待しているところでございます。

**○古都宣裕委員** まず、子宮がん検診のほうなのですけれども、私の友人が受けに行ったところ、普通の検診車のような形の中で、カーテンで区切られた中で、相談内容とか診療内容が丸聞こえの状態だと。その後も、ちょっと待ってくださいということで控え室に行ったりした中で、この狭いまち、友人関係とかで、すぐ顔とかがばれたりとかする形の中で、もし、ちょっと影がありますとなったときがあったら、それが第三者に知られてしまうというプライバシーの体制が、ちょっとないという指摘もありました。そういった中で、ああいう形だと、なかなかせつかくやってもらっても、そこに行くよりは、自分で医療機関に行ったりするというような話もあった中で、ちゃんと推進していく中でも、やっぱりプライバシーの部分もしっかり体制を整えていくことが必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

**○笹尾里美健康管理課参事** 子宮がんの集団検診の状況でのお話かと思いますが、集団検診は一度に多くの方が受診されておりまして、問診や診察場面で、プライバシーを守る観点からスクリーンで仕切るということだとか、映像や音楽をかける

ということで配慮はしているところでございます。ただ、集団検診におきましては、検診車でやっている部分は、集団で実施することでスムーズに早く検診が受けられるよう、複数の方が検診車にいる状況もあります。プライバシーの保護では、確かに心配な部分もあるかと思えます。今後どのように配慮できるかについては、検診機関とも何かよい方法はないかということで相談していきたいと思えます。

**○古都宣裕委員** 検診率を上げる上でも、やはり個人のプライバシーという観点からも、しっかりと守っていただくことも重要だということを指摘させていただきます。

そして、乳がん検診なのですけれども、聞くところによると、センターで受け付けているのは、集団検診で1日約90人、それを年5回、大体450名ほどなのですけれども、ほかに厚生病院が週2回で、1回大体10人ということで伺いました。そうすると、年間大体網走市で乳がん検診を受けられるのが最大で約1,500人ほどだと思うのですけれども、1,500人、皆さん診るというのも大変な中、今大体その3分の1強ぐらいのところを受診しているのですけれども、市としてはどれぐらいを目指していく予定なのでしょうか。

**○笹尾里美健康管理課参事** 御指摘のように、乳がん検診、現状では、2年合計としても10.2%という状況でございます。今後目指す部分といたしましては、国の部分では30%、50%というところで、来年度ということではないですが、最終的には国の目標値に近づくよう、30%になるような形で進めていくというのが考えとしてはあります。

**○古都宣裕委員** 30%を目指すのであれば、今の体制だと1,500人だから、ちょっと届かないかなと思うのですけれども、いきなり30%というものなかなか厳しい中、だんだん上げていく努力をされると思うのですけれども、充実しながらまた医療機関にマンモグラフィーを導入していただくのを今後声かけしていくのかとか、いろいろあるとは思いますが、順次取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

**○平賀貴幸委員長** ここで、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○平賀貴幸委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

金兵委員。

○金兵智則委員 それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、墓地管理事業についてお伺いいたします。墓地管理事業ということですから、墓地の管理にかかわる予算ということだと思いますけれども、大まかな事業の内容と、昨年度の予算額から見て約180万円増加になっている理由についてお伺いいたします。

○梅津義則生活環境課長 墓地管理事業は、桂町墓地、潮見墓園及び合葬墓を維持管理するための関連経費ということになります。事業内容としては、草刈りや清掃などの管理業務委託料、照明などの電気代、水道代、お盆の時期に設置する仮設トイレの借り上げ料などが主な経費ということになります。

増額の理由についてでございますが、合葬墓の墓誌が200名分彫刻できるように当初整備をしたのですが、既に93名分の俗名の彫刻がされております。合葬墓の評判がいいところですので、そういった評判のよさを考慮すると、来年度中に彫刻スペースが不足するという予測がされているため、新たな墓誌板を整備するという事で予算を計上しております。その費用が144万8,000円見込んでおります。また、潮見墓園の一部のU字溝にグレーチングのない部分がありますので、グレーチングを整備する費用として35万9,000円見込んでおります。その分が増額となっております。

○金兵智則委員 毎年継続的に掛かる予算プラス、合葬墓のお名前を彫る板と言えばいいのでしょうか、その分の予算ということで理解をさせていただきます。今、合葬墓のお話も出てまいりましたけれども、たしか3年前からだったと思います。合葬墓ができ、昨今の事情から利用が増加しているということで、今、課長からもありました。当初、定員は300人ということで予約申し込みが始まったというふうに思っておりますけれども、始まった途端、問い合わせや申し込みが殺到したというふうにも伺っております。それを踏まえまして、現在どのような状況なのか。また、今後もふえていくことが予想されるというふうに思います

けれども、今後どのように対応していくのか、お考えもあわせて伺いたいというふうに思います。

○梅津義則生活環境課長 合葬墓は平成25年10月に供用開始しまして、約2年6カ月が経過しようとしております。2月末の時点で申し込みを受けたのは、生前予約が284人、焼骨が165人、予約取り消しが6名ございまして、合計443人の申し込みがあります。そのうち、既に納骨したのは、生前予約で7人、焼骨の方が139人、合計で146人となっております。合葬墓の大きさは、骨箱サイズで300人分を想定して整備をいたしました。既に146人の焼骨が納骨されており、当初の予定納骨数の約5割が納められておりますが、既存の墓地を解体し合葬墓に納骨する、いわゆる改葬者の焼骨は、当初想定した焼骨の量よりもかなり少ない場合が多いため、現状としては全体容量の約3割が埋まっているような状態です。当初想定いたしました納骨数に対して、実際の埋まりぐあいは相当の余裕がありますので、今後の使用状況を見ながら合葬墓の増設を検討していきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 当初300人ということでしたけれども、実際いろいろな対応をしていくと、まだまだ余裕があるということでもありますので、今後、少なくなってきたことを踏まえて対応ということで理解をさせていただきたいというふうに思います。

また、今、全国的に問題となっているところにお墓を管理すると思われる人が地元を離れてしまい、管理が行き届いていないお墓がふえているという問題があります。網走でも、管理されているのかなというふうなお墓が見受けられる状況もありますが、先ほど委託料で草刈りなどもありましたけれども、これには該当しないとは思いますが、市としてそのような、管理されていないと思われるようなお墓の状況を把握されているのか、また、そういう状況があるとするなら、どのような対策が行われるのかお伺いしたいというふうに思います。

○梅津義則生活環境課長 桂町墓地と潮見墓園については、墓地担当職員が定期的に見回りを行いまして、確認作業を行っております。桂町墓地の敷地内には、一部、寺社に管理を任せている区画がありまして、その区画の状況というのは把握していない部分もあるのですが、市が管理す

る区画内で、墓石が倒れるなど、管理不全な状態のお墓というのはないものというふうに認識しております。しかしながら、金兵委員が今お話にありましたとおり、管理者が網走にいないため、管理がされないお墓も今後出てくるかもしれませんので、確認作業を継続し、もしそのようなお墓が出てきた場合には、管理者のほうに連絡をいたしまして、管理できないのであれば合葬墓を紹介するなど、適正な管理を促すように相談をしていきたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** 現状のところはないということでありませけれども、そういうのが出てくる可能性があるかと、ちょっと寂しい状況かなと思いますけれども、今後に対応していただけたらというふうに思います。

次の質問に移ります。続きまして、不妊治療費助成事業について伺います。先ほども質疑がありましたので、私からは1点だけ伺いたいというふうに思います。不妊治療は子どもを産むということですので、出生率に直接的な対策になるということからも大事ですけれども、もう一つ、昨今言われるようになったのが、不育症というもの、私も以前質問させてもらいました。そのときには、周知が必要だということで、ホームページで広報活動を行うという答弁をいただいたときに、その後、ホームページにきちんと載せていただいたというふうに思っておりますけれども、まだまだ周知不足の感は否めないのかなというふうに思っております。まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、この周知に努めていくということで明記されておりますように、今後も対策を続けていかなければならないというふうに思いますが、今後はどのようにしていくのか、お考えを伺いたいというふうに思います。

**○笹尾里美健康管理課参事** 不育症についてでございますが、不育症は一般的に、妊娠しても流産や死産、また、早期新生児死亡などを繰り返してしまう症例であると認識しております。不育症の原因の特定につきましては、リスク因子がさまざまであることとか、国の研究におきましても、平成23年3月に不育症に関する再評価、新たなる治療に関する研究において、一定の方針はなされましたが、引き続き検査の精度等の研究が行われているところですが、市といたしましては、委員お話のように、ホームページ等で不育症について周知

を進めているところですが、相談等がありました場合においても、こういう機会ということでお話しして、今後も情報提供に努めてまいりたいと考えております。

**○金兵智則委員** 相談があった場合ということでしたけれども、市のほうからも積極的に推し進めていただきたいなと思います。流産というのは、やっぱり大変なストレス、それと精神的に負担がかかると言われております。また、不育症については、適切な診断をすると8割の方が出産に結びつけられるというデータも、その方針のほうで言われておりますので、しっかりとこちら側から積極的に取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、インフルエンザ予防接種事業について伺いたいというふうに思います。今季も猛威を振るったインフルエンザでありますけれども、予防接種をしたからといってインフルエンザにかからなくなるものでもありませんけれども、この事業が始まってからインフルエンザの蔓延は抑えられているという認識もありましたので、ことしの猛威は、私自身驚いた部分もございます。しかしながら、予防接種は重症化を防ぐというデータもあることから、今後も継続していくことはもちろん望ましいことだというふうに思います。そこで、来年度の予算を見させていただいたときに、高齢者、子ども、両方とも予算増額というふうになっております。高齢者のほうはニーズがふえていったからなのかなというふうに予測はしていたのですけれども、この予算増額の理由をお伺いたいというふうに思います。

**○笹尾里美健康管理課参事** インフルエンザの予算増額の理由ということでございますが、高齢者インフルエンザ予防接種、子どもインフルエンザ予防接種につきましては、せんだっての補正のところ、インフルエンザのワクチンが、今季から3価のものが4価になりまして、ワクチン単価が上昇しております。平成28年度予算におきましては、前年度当初の予算と補正の予算とを合わせた形での予算となっておりますので、増額となっております。

**○金兵智則委員** 理解させていただきたいというふうに思います。

もう1点、接種状況でありますけれども、今年度の状況というのは、決算を待たなければなら

と思いますけれども、今の段階でわかる範囲で構いませんので、接種率がどのようになっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

**○笹尾里美健康管理課参事** 接種率でございますが、高齢者インフルエンザの接種状況は、10月から3月を接種期間としておりまして、2月までの状況ということで、対象者1万587人に対し、接種された方が5,222人が接種され、接種率は49.3%となっております。子どもの接種率でございますが、接種回数が1歳から12歳までが2回、13歳から15歳までが1回の接種で、対象者4,550人に対し、3,069人が接種され、接種率は67.5%となっております。年齢区分別ごとでは、幼児が76.8%、小学生が66.7%、中学生が53.2%の接種率となっております。

**○金兵智則委員** この後、高齢者についてはまた接種率が上がるのかなというふうに思います。ただ、子どものほうに関しては67.5%、以前、厚生病院にいらした小児科の先生が個人的にデータをとっていたときに、70%を超えると集団感染の危険性が減るというデータを、個人的なデータでしたけれども、出されていたと思います。幼児が高く、小学校、中学校と、徐々に下がっていくこの現状、これを聞くと、ことしの学年閉鎖というのが続いた理由も若干わかるのかなというふうに思いますけれども、接種率を上げていくということはやっぱり必要なのかなと思いますけれども、それに対する取り組みについてお伺いしたいというふうに思います。

**○笹尾里美健康管理課参事** 接種率のこれからの取り組みということでございますが、確かに今年度、学校の学級、学年閉鎖状況から見ますと、昨年よりも大変多く、患者数が504人という状況で、とても多い状況になっております。ただ、この部分におきましては、全国的、全道的におきまして、2014年から2015年の流行の患者数と、今年度、昨年12月から今2月現在の罹患状況は、もう人数がオーバーしているほどの流行の状況です。それもあわせて、網走も多くなっているのではないかと考えているのですが、今後、委員御指摘のとおり、小中学生の接種率が低いということで、広報等に加えまして、より皆さんが受けていただけるように、健診等とか学校等の協力を得るよう、今後努力してまいりたいと思います。

**○金兵智則委員** 先ほども言いましたけれども、

インフルエンザの予防接種をしたからといって、全くかからなくなるというわけではないということは私も理解しておりますけれども、全国的にはやったから網走もしようがないねというよりは、何とか接種率を上げていく努力を今後も続けていっていただきたいなというふうに思います。

もう1点お伺いいたします。対象年齢の拡大ということについて、以前から述べさせていただいております。1歳未満の乳児については、ワクチン接種による免疫の効果が薄いということで、この事業、1歳以上からになっているということは御答弁いただいているところですが、厚生労働省も、報告によって多少幅はありますけれども、おおむね、乳幼児、20%から50%の発症防止効果があったということで報告もされています。また、欧米では重症化を防ぐといった理由で、1歳未満の乳児の接種も積極的に進めておりますし、以前は、日本では3歳未満が接種するワクチンの量が欧米より少ない、たしか0.1ミリというところだったと思いますけれども、これが、量が少なかったせいなのか、効果が余り見受けられなかったということで、WHOが推奨している接種量に日本もするということが、接種量が増加したという経緯もあります。また、この助成事業は、定期接種ではなくて任意接種ということになります。打つ打たないは、本人や親に選択権があるのかなというふうには思います。そういった意味で、例えば乳児のころから保育園にどうしても通わせなければならぬ親御さんとか、また、小学校や幼稚園、保育所に通う御兄弟がいる親御さんなんかは、1歳未満でも打っておきたいという希望が多いということは私の耳にも入っております。そういう方々の負担軽減のためにも、このインフルエンザ予防接種事業、6カ月から打てるということもありますので、ここは拡大をするということが、健康に力を入れている網走市として必要なことではないかというふうに思いますけれども、見解をお伺いしたいというふうに思います。

**○笹尾里美健康管理課参事** 子どもインフルエンザの接種対象者の拡大についてでございますが、以前にも申し上げましたが、接種対象の拡大については、生後6カ月の接種につきましては、専門医の話から、まだ母胎免疫を備えており、1歳以降にワクチン接種を受けるより効果が薄いということも伺っております。接種についての積極的な

勸奨はしていないということもあわせて伺っておりますので、現行の対象のまま、インフルエンザ予防接種における助成を実施してまいりたいと考えております。

**○金兵智則委員** それは多分、親御さんたちもインターネットとかで今調べていますので、わかっているのですよね。それでも打っておきたいという方がいるので、そういう方々のためには門戸を開いておいたらどうだということの質問だったのですけれども、いかがでしょうか。

**○後藤利博市民部長** 今、6カ月児からの接種というお話でございますけれども、今、参事のほうからもお話がありましたけれども、受けるということは、御自身の負担になりますけれども、それは受けることができるわけでございます。それと、市内にいらっしゃる小児科の先生のお話を聞きますと、積極的な勧奨までは必要の可能性はないのではないかという話を伺っておりますので、現段階では1歳以上ということで、インフルエンザ予防接種には対応してまいりたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** データが余りとられていないというところも理由の一つであるというふうに私も理解はしております。その辺についてはまたここで、ちょっと議論が、このままだと平行線だというふうに思いますので、次の質問に移りたいというふうに思います。

続きまして、北海道いのちの電話相談促進事業についてお伺いいたします。ひとりで悩み苦しんでいる方のための相談電話ということでありますけれども、この電話で命を守れるかもしれない。そのように大切な事業ということで私自身も理解しておりますが、なかなかつながりづらいというのは、以前からずっと言われております。現状すぐに改善できるものではないというふうに私自身も思います。現状、相談件数など、どのような状況なのかお伺いしたいというふうに思います。

**○武田浩一健康管理課長** 北海道いのちの電話の相談促進事業についてでございますけれども、今委員からお話がありました利用状況につきましては、1月末までで、平成27年の実績となりますが、コール数が590件、相談件数で58件というふうになっております。また、今つながりづらいというお話ございましたけれども、このいのちの電話につきましては、社会福祉法人北海道いのちの電

話というところが運営をしておりますして、相談を受けるスタッフは、約1年半養成、研修を受け、その上で認定審査を受けた方が対応しているものでございますけれども、この活動はボランティアということになっておりまして、なかなかそのスタッフの確保が難しいというふうに伺っております。そのため、電話回線等の増設にもなかなかつながらないということで、回線がつながりにくいというお話は聞いている状況でございます。

**○金兵智則委員** コール数に対して相談件数約1割と、10回に1回つながるのかなというところで、たしかこの事業、24時間体制で組まれている事業でもあったかと思えます。広く事業が進んでいけばいいのですけれども、なかなか人手のかかることですし、その辺は理解したいというふうに思いますけれども、このたび、自殺対策基本法が改正をされました。自殺対策の計画づくりというものを市町村に義務づけることになりました。日本の自殺者は、2011年度まで14年連続で3万人を超えておりましたが、その後減少傾向となり、去年は2万5,000人を下回るということになりそうだというのであります。しかしながら、若者の自殺は依然として深刻であり、しっかりとした対応が求められるところであります。市としての対応についてお伺いしたいというふうに思います。

**○武田浩一健康管理課長** 今、自殺対策基本法というお話がございましたので、その自殺対策基本法に基づきまして計画策定が義務づけとなってきます。これにつきましては、今国会で成立する見込みというふうになっておりまして、委員お話のとおり、改正案では都道府県と市町村に、地域の自殺の実態を勘案した自殺対策の策定を、それぞれ義務づけられるというふうになってございます。計画の策定期限や期間などについては、法案成立後に検討されるということになっておりまして、市町村におきましては、政府が定める自殺総合対策大綱及び都道府県が定めます、自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村の区域内における自殺対策について計画、市町村自殺対策大綱を定めることとなっているところでございます。今後、今委員がおっしゃったことも考慮しまして、策定に当たっては、策定期限や期間を踏まえた上で、関係機関、北海道、関係機関と協議を進めて、自殺対策の計画等をしていきたいと考えているところでございます。

○金兵智則委員 これからだということで、ちょっと質問、失礼をいたしましたけれども、しっかりとした対策をしていただきたいというふうに思いますけれども、例えば、自殺のない社会づくりをうたった自治体の協議会なども、現状立ち上がっているということでもあります。網走市のみならず、ほかの自治体とも連携をしながら対応といったことも必要になってくるのかなというふうに思います。その辺のお考えについて伺いたいというふうに思います。

○武田浩一健康管理課長 網走市におきましては、北網地域保健医療福祉圏におけます、中核的な精神医療機関として医療サービスを提供していただいております。向陽ヶ丘病院などがございます。また、そういった形の中で精神保健関係者サポート会議を初め、各種の連携会議などを通じて、連携した取り組みを進めているところでございます。そのような形の中で、今後も進めていきたいと考えているところでございます。

○金兵智則委員 自殺予防という大切な事業だというふうに思います。今後とも対応をお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、新規事業であります介護人材確保事業についてお伺いしたいというふうに思います。医療分野でも人手不足が言われておりますが、介護の分野の人手不足も本当に深刻だというふうに思います。それに対応するための新たな事業だというふうに理解はしているのですけれども、事業の中身について、もう少し詳しく御説明いただきたいというふうに思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護人材の確保事業でございますけれども、介護人材につきましては、団塊の世代が75歳に達する平成37年までに、253万人の確保が必要とされております。国の推計では、全国で37万7,000人、北海道では1万2,000人の不足が見込まれるとともに、いまだ3K労働や低賃金といったイメージが強く、今後も介護人材の不足が懸念されるところでございます。

新規事業になります介護人材育成事業でございますけれども、平成28年度においては、介護人材の確保を目的とした検討会の開催、人材育成に取り組む事業者支援、そして、潜在的有資格者の再就職を促進するというようなことを考えております。介護人材の確保を目的とした検討会につきましては、介護保険事業者を対象といたしまして、

制度改正に伴う報酬改定の影響や人材の確保に伴うアンケート調査を行う予定でございます。この調査結果をもとにいたしまして、介護保険事業者と連携した、介護人材の確保を目的とした検討会、これを開催し、保険者として何に取り組めばいいのか、また、法人としてどんな取り組みができるのかといったところを、一応2カ月に1回ほどのペースで検討会を開催していきたいというふうに考えております。

2番目の人材育成に取り組む事業者支援でございますけれども、無資格者を雇用する法人に対しまして、ヘルパーの資格取得に伴う報酬費用の一部を助成するというようなことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

3番目の潜在的有資格者の再就職ということでございますけれども、地域医療介護総合確保基金の活用により、北海道が介護人材確保対策を実施するため、報道機関と連携した市民周知に取り組むとともに、介護離職ゼロの事業として、離職した介護職員を対象とした再就職準備金貸付制度が実施されることから、この辺の活用もしていきたいというふうに考えてございます。

さきに申しました、北海道が実施する介護人材確保対策、これは潜在的有資格者等再就業促進事業になりますけれども、国のメニューに準じて北海道がどういったことをやるのかというようなことは、まだちょっと明らかになっておりませんので、昨年度でいけば、再就職を希望する方の講習会などをやっておりますので、それは今後の北海道の事業メニューを見て、この介護事業者と連携する検討会議のほうで、どういった取り組みを進めていくべきかというようなことは、検討してまいりたいというふうに考えています。

○金兵智則委員 詳しい御説明をいただきました。人材確保というと、看護師・薬剤師確保対策事業というのを網走市はやられていまして、直接的な支援と申しますか、1人2万円だったかと思っておりますけれども、そういう事業なのかなというふうに思いましたけれども、とりあえず平成28年度のこの事業については、今後、介護人材の確保に向けてどのようなことができるのかといったような検討していく事業だというようなイメージと、あとは、無資格で働いている人に資格を取っていただけるような助成をするということですので、今後につなげていくような、検討をしていくような事



業だという理解でよろしかったでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 委員の認識でよろしいと思います。今網走市で実施している薬剤師、看護師の就学資金の部分でございますけれども、その部分につきましては医療機関が実施するというようなことになっておりますので、介護事業者と検討会を進める中で、やはりその法人が就学資金制度を持つだとか、そういったことも今後必要になってくるのかなというふうにも思いますし、北海道の委託を受けて道社協が貸付制度も実施しておりますので、そういった部分の活用も今後考えていきたいというふうに思います。

**○金兵智則委員** 将来に向けて人材確保につながるような取り組みを、来年度は進めていただきたいというふうに思います。

続いての質問に移りたいというふうに思います。

まず、敬老祝賀事業についてお伺いします。この事業には、敬老会事業と敬老祝金支給事業という二つの事業があるということですが、両事業とも予算額が本年度より減額となっております。祝金支給事業については、あわせて条例改正案というものが今回出されておりますので、それに伴ったものであるというふうに理解しておりますが、まず、敬老会事業の減額の理由、それとこの予算の中身についてお伺いしたいというふうに思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 敬老会事業の事業費の減の理由でございますけれども、対象者を70歳から75歳に変更したことに伴うものでございます。理由としては、かねてより一部の郊外地区から75歳以上を対象にとの要望もあり、また、市内高齢者から敬老会におはがきを出すのですが、とてもそのはがきが来ることが不快であるというようなおしかりも受けるような場合も多々ございまして、それとあわせて、全道の各地の状況を見ますと、35市のうち、既に19市が敬老会を廃止して未実施となっているということもございまして、さらに、開催している16市の中で70歳以上を対象としている市はわずか2市という状況でございまして、そういったことから、敬老会の対象年齢を見直したものでございます。

敬老会の事業費の中身につきましては、市内敬老会につきましては、会場使用料ですとか記念品ですとか、あとは報酬ですとか、そういった内容になり、郊外地区の敬老会につきましては、委託

により地区で実施している経過がありますので、その委託料になります。

**○金兵智則委員** 70歳以上で敬老会事業に取り組まれているところはもう余りなくなってきたと、70歳はまだ元気な人が多いということで、プライドが傷つくといったような理由もあわせてあるということでありましたけれども、予算の中身です。郊外地区では75歳以上でやられているといったところも多くなってきたためということでは理由があったかというふうに思いますけれども、郊外に対する委託料、それと市内で言う記念品、これは今まで年齢にばらつきがあった、市内では70歳、郊外では75歳以上を対象としていたという理解ということではよかったでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 敬老会につきましては、市内実施分も郊外実施分も、対象が従来は70歳でありましたので、平成28年度は市街地区、郊外地区、ともに75歳を対象にというようなことで考えております。

**○金兵智則委員** 理解させていただきます。もう1点、敬老祝金条例の変更ですけれども、高齢化に伴う高齢者の増加、そして、平均寿命の延伸に伴い基準年齢の変更を行うというような御説明があったかというふうに思いますけれども、ちょうど88歳から90歳のところが、3万円支給だったのが2万円になったというところもあります。この金額変更の理由も含めて、改めて内容についてお伺いしたいというふうに思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 敬老祝金につきましては、昭和35年から敬老年金として制定され、現行におきましては、77歳の喜寿、88歳の米寿、99歳の白寿、100歳の百寿を対象に支給をしております。改正に至った経過につきましては、委員が今おっしゃったとおりのことでありまして、平均寿命の延伸に伴いまして、網走市の平均寿命も男女とも80歳を超えたということもございまして、そういった意味で、長寿をお祝いするという観点から、80歳を祝金のスタートとしたいというような考え方で、77歳を80歳に引き上げたところでございます。

祝金の年祝いの考え方ですけれども、今も御説明申し上げましたが、支給開始年齢を80歳に引き上げることに伴いまして、10歳ごとに祝うというような考えでございまして、80歳、傘寿、90歳、卒寿、100歳、百寿としたいというふうに考えてご

ございます。

それと、88歳、米寿が90歳に移行することに伴いまして、3万円から2万円というようなことでございますけれども、これは、80歳を1万円、これは現行なのですが、90歳はその80歳の倍額というようなことで考えたところでございます。

**○金兵智則委員** おっしゃるとおり倍額なのですが、その3万円から2万円になった理由の答弁として、倍額だからという答弁は、変更理由ではちょっと理解ができないところなのですけれども、もう一度御答弁いただいてもよろしいでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 申しわけありません。対象者が平成33年ぐらいから前期高齢者が縮小して行って、高齢者全体の人口はわずかずつ減少していく傾向にあるのですが、75歳以上の後期高齢者の方につきましては、今後増加が続いていくということは、敬老会、敬老祝金の対象者も増加していくというようなことになりますので、そういった部分、財源を見直すというような趣旨で1万円の減額というような形でさせていただきます。

**○金兵智則委員** 了解です、わかりました。

次に、高齢者生活総合支援事業についてお伺いいたします。この事業は、これまでの高齢者交通費助成事業から使用を拡大して、より使いやすくなしながら、1人当たりの金額を1,000円増加するといった事業ということで理解しておりましたけれども、その中身についてもう少し詳しく御説明をいただければというふうに思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 従来の高齢者交通費助成事業につきましては、70歳以上の市民税非課税者を対象といたしまして、バス、ハイヤーの乗車時に利用できる5,000円分の助成券を交付してまいりました。今回の改正におきましては、高齢者の活動や生活を支援することを目的といたしまして助成券の利用範囲を拡大し、バス、ハイヤーの利用による社会参加はもとより、学習機会の確保、健康増進、生活支援で利用できる6,000円分の助成券を交付するものでございます。交付対象者につきましては、従来は市民税非課税者を対象として助成券の交付を行っておりましたが、新制度では、市民税所得割課税者がいない世帯に属する70歳以上の市民税非課税者となります。市民税所得割課税を課さない基準といたしましては、年金収

入で扶養家族がお一人いる場合で222万円以下となり、そのほか、控除や扶養家族の少額年金などを考慮すると、月に約20万円は収入が確保されるのではないかとというふうに想定しております。旧制度におきましては、世帯として高額の収入がある場合でも、個人が市民税非課税であれば交付の対象となっていたというようなことがございまして、夫の収入があるのに受給していいのだろうか、というような御相談をいただいたりということもありましたので、今回、助成券の利用範囲拡大と交付額の増額とあわせて、交付対象者についても見直しを図ってきたところであります。

**○金兵智則委員** まず基準が少し厳しくなったという言い方なのでしょうか、基準がちょっと変わったという御説明をいただきました。もう一つ、この生活支援事業でできることといたらないのですかね、学習支援とか健康増進、バス、ハイヤーの助成はもちろんということでありましたけれども、例えば、もう少しその使える部分について詳しい、事業の内容について御説明をいただけたらと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 助成券の利用範囲でございますけれども、社会参加については、今までどおり、バス、ハイヤー、それと福祉ハイヤーの利用が可能となります。学習機会の確保といったことで、これも社会参加の意向が強いのですが、郷土博物館ですとかモヨロ貝塚館、監獄博物館、オホーツク流氷館、美術館、そういったところで学習機会の確保をしていただく、それと、健康増進というような部分で、プール、総合体育館、それからパークゴルフ場、スキー場、スポーツトレーニングフィールド、また、コミュニティセンターや、そのほか、入浴施設の利用も可能としています。そして、生活支援として身の回りの支援というようなことでシルバー人材センターの家事援助、また、市内のスーパーなどによる買い置き商品の宅配ですとか、また、市内の買い物代行事業者による代行サービスの利用ですとか、また、除雪サービスの利用なども使えるようにして進めているところでございます。

事業者については、ほぼ確定してきているのですが、事業者の意向で使えなくなるような事業者も出てくるのが考えられますので、そこは御理解いただきたいと思います。

**○金兵智則委員** 今までのバス、ハイヤーと比べ

ると、相当広くいろいろなところに使えるのかなと。網走にある施設の入館料であったり、宅配サービス、コミセン、入浴施設なんかでも使えるということで、本当に広がるのかなというふうに感じるところでありますけれども、今年度まで行われておりました高齢者交通費助成事業の利用状況、大まかで構いませんので、わかればお示しいただきたいというふうに思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 平成27年度の決算見込みでありますけれども、該当者4,866名に対しまして、交付人数が4,349人、このうち助成券の使用率を一応93%と見まして、助成額は2,021万5,300円になります。

**○金兵智則委員** 93%を見込んでということは、93%が使われたというわけではないということですかね。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 交付人数が4,349人、これに5,000円を掛けますと、助成予定額が2,174万5,000円になりまして、そのうち93%が使用されるというようなことで……。〔「今年度、27年度」と呼ぶ者あり〕

そうです。平成27年度の決算見込みです。

**○金兵智則委員** 理解をさせていただきたいというふうに思います。先ほどの生活支援事業の御説明の中で、除雪にも使用できるということがありましたけれども、事業で、高齢者除雪・融雪サービス事業というものもありますけれども、今回この生活総合支援事業で配付される助成券は、この事業に使用できるということの理解でよかったですでしょうか。

また、来年度から、これまで商工労働課で行ってきた高齢者世帯等除雪サービス事業と統合されるというふうに理解しておりますが、予算額を見ると、今年度、高齢者除雪・融雪サービス事業が約300万円、高齢者世帯等除雪サービス事業が約88万円で、合計すると約380万円、390万円ぐらいだったものが、統合された来年度の事業では約575万円と大きく増加しております。その理由についてお示しいただければというふうに思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 今回の高齢者生活総合支援事業の助成券につきましては、市の実施する除雪サービスでも使えることになります。

また、除雪サービスの事業費の増でございますけれども、これまで除雪サービスにつきましては、高齢者の生活不安の解消を図るための高齢者介護

福祉課のサービスと、それと季節労働者の雇用を目的とした商工労働課所管のサービスがございまして、対象者はどちらも高齢者や障がい者が主な利用者になるのですが、今まで実施方法が2課にまたがって、利用者視点から考えますとわかりづらい部分もございましたので、利用者の福祉的要素が強いということも含めまして、事業を統合して実施することいたしました。

あわせて、除雪の委託料を増額しておりますので、前年度対比で270万円の増というふうに、1時間当たりの単価、シルバー人材センター、障がい者と高齢者のほうのサービスになりますけれども1時間当たり1,250円、それと商工労働で今までやっていた部分、これは民間事業者へ委託するのですが、1時間3,000円というように、その民間事業者がやる部分で1時間当たりの単価が1,000円上がっているというようにございまして、全体で事業費が増加しているというようになります。

**○金兵智則委員** 委託料が上がったというのが主な理由ということだと思いますけれども、これまで高齢者除雪・融雪サービス事業というのが、高齢者の方々の利用負担、1時間100円、30分50円という設定だったと思うのですが、それが変わるということなのですか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 除雪サービスの利用者負担でございまして、これまで介護福祉課で実施していた部分、30分50円というような単価がございましたが、平成13年に、この30分50円というような単価を設定して、その後、委託料が上がってきていて、高齢者のことを考えて据え置いてきたのですが、平成28年度につきましては30分100円というような形で単価アップを図ってまいりたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** 倍額に、ずっと据え置いてきていたけれども、そろそろきつくなってきたということで上げさせていただきたいということなのかというふうに思いますけれども、先ほど生活総合支援事業で対象となる方が、その枠が変わってくるという御説明がありましたけれども、これまでの交通費助成事業の対象人数と、事業変更に伴って対象とされる方、人数が変わってくるというふうに思いますけれども、その人数についてお示しいただきたいというふうに思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 対象者の人数であります

すけれども、平成27年度の決算見込みと比較した場合は、新制度で移行した場合、1,205人減少となります。平成28年度で現行制度を継続した場合と新制度で行った場合は、1,543人の減少というようになります。

**○金兵智則委員** そうなると、来年度になって突然自分のところに助成券が来なくなる方が約1,500人いるということでありますけれども、その方々への周知というのはどのように行われたのか、お伺いしたいというふうに思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** まず、制度改正の内容につきましては、先日、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員連盟、町内会連合会、老人クラブ連合会で構成する地域福祉会議の中で、まず事業説明はいたしました。ただ、それでは足りないというようなことは理解しておりますけれども、この高齢者交通費事業につきましては、これまでも助成額の交付額が郊外地区からは車両燃料の給油など、そういった利用範囲の拡大も求められてきておまして、高齢者に接する機会や宅配トーク、老人クラブ、ふれあいの家やまちづくり懇談会、こういった場で意見交換をさせていただいた経過がございます。今回の見直しにつきましては、まずこれまでの郊外地区と市街地区の地域格差がなくなるように利用拡大を進めたものでありまして、この検討を進めた中で、あわせて交付対象者ですとか交付額の増額も含めて、全体的に見直しに至ったものであります。今後、市の広報紙に掲載するのと、また、報道機関との連携によりまして、高齢者に対して徹底周知をしまいたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** 地域間格差といった意味では、今回、以前からいろいろと質疑が出ていましたバス、ハイヤーの5,000円の券では、郊外では1回使ったらもう終わってしまう。市内の方だと何回も使えるよねという不満があったというのは理解していますし、そういった意味で、この地域間格差といった部分に関して、この対象を広げたというのは理解できる場所ではありますけれども、今まであった高齢者交通費助成事業というのは、たしか高齢者の生きがいがづくり支援事業ということで、外に出て、家に閉じこもりがちにならずにもっと外に出て活動して、そして病気にならないように健康に過ごしてくださいね、というような趣旨があったというふうに思いますけれども、

今回この支援事業になってからは、もちろんそういった部分もあるとは思いますが、そのほかに除雪であったりとか、宅配であったりとか、支援の部分が強くなってきているのかなというふうに思いますけれども、このもともとあった高齢者交通費助成というものの趣旨というのは、変わりはないといいますか、それは今後もあるという理解でよかったですでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 従来の高齢者交通費の趣旨であります、社会参加はそのまま継続し、それに健康増進、生活支援というような部分が加わるものと考えております。

**○金兵智則委員** 加わるといった理解なのか、変わってしまったと見るのかはわからないところがありますけれども、今回の新しい事業、拡大事業について話を伺ってみますと、使用拡大の話、先ほど御答弁もいただきました、お話は聞いているけれども、もらえなくなるという人が出てくるといった話は聞いてないということがほとんどだったのかなど。これはもう完全に説明が、不足していたのではないかなというふうに思います。さっき子育て支援課のほうで、保育園の事業、なるべく穏やかに移行できるように説明をしっかりとしていくという答弁がありましたけれども、それとは全く逆行した、何か突然ぼんと始まってしまうようなイメージがあるのですけれども、いかがでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 今回の制度改正に伴いまして、この交付対象者の減少にかかわる部分ですけれども、先ほどもお話ししましたが、やはり高額収入がある世帯、本来、どんな方々に今必要なのかというような部分もございまして、そこをしっかりと整理して、また困窮している方には増額してというようなことでもございますので、この予算も決まっていない中で、なかなかその説明というようなことも、なかなかできないような状況もあるとは思いますが、やはり助成の対象者の考え方というのが、やはり困窮している方というようなことで今回考えましたので、その周知については、今後、助成券を交付するまでに、しっかりと対象外となる方については御説明をして、理解をいただきたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** この助成券は、多分、年度が始まって、当初からスタートするのではなかったか

なというふうに思います。世帯に収入があるという方、例えば子どもさん方に収入があるからというような世帯も、もしかすると省かれるというか、対象外になるのかなというふうに思いますけれども、今まで自分自身が券を持っていて、出かけたいときに出かけられたという人が、突然その券が来なくなったときに、出かけられなくなる。今まで楽しみに出かけていた、生きがいとして出かけていた方が出かけられなくなる、お子さん方にお金があるのだから、そこからもらえばいいじゃないかというあれもあるかもしれないですけども、親子であっても、そう簡単なものではないのかなというのは、今、私自身思うところなのですよね。これはやっぱり、ちょっと余りにも拙速というか、今回、説明が足りなかったのかなというふうに思います。そこはどうしても、今の御答弁を聞く限り、余りに拙速で、突然感が否めないというのは、この考え方、どうしても変えられないというか、そうしたところなのですけれども、どうでしょうか。

**○酒井信隆福祉部長** この制度につきましては、平成4年に交通費助成金を実施しました。平成12年に所得の制限をしまして個人という形にしました。その中で、やはり、低所得者という形で支給したときに、平成12年からやって私もいろいろなところでお話をさせていただくことがあります。そのときによく言われるのが、例で言いますと、御主人が500万、600万もらっていて、私非課税なの、私もらっているのだけれどもいいのだろうかとか、果たしてそれにそういう方々に市の税金を投入して、収入のある方に、低所得者対策という部分の交通助成が果たして制度としていいのかどうかという部分、この部分を、要するに平成12年から実施してきましたので、やはり原課としましてもその辺はどうも不都合というか、考え方がちょっとおかしいのではないかなということで考えておりました。今、平成28年になりますので、十何年たっております。この中で、やはりいろいろところで私もお話をすることがあるので、この件についてどうだろうかという御意見を種々伺った経過がございます。その中で、やはり今、委員さんがお話あったように、やっぱり今まで来た分が、お金が券なのですけれども、金額的に落ちるとするのは、やはり自分のところに来ないというのは不満がある方もございます。ただ、やは

り今いろいろな高齢者の方にお話を聞くと、私たちは結構恵まれているのだと、要するに、これからの介護認定を受けた方、もしくは子ども、障がい者、この辺にお金のほうを使っただけないだろうかという御意見も多々あります。ですから、今回のこの見直しにつきましては、総合的にそういうようなものを見直して、決して市単独で、財源の関係でやったわけではありません。その辺を理解していただきたいのと、やはりその辺の有効利用、税金の有効利用を含めて、低所得者という対策の事業として考えたい、今回の改正をしたところでもあります。

**○金兵智則委員** 今、部長答弁いただいた、そういった方もやっぱりいるのだというふうに思います。でも、だからこそ時間をかけて、そういった方ばかりではないですよ。やっぱり楽しみに待たれていた方、子どもには収入があるけれども、今度の基準ではもらえなくなると、そういった方も多分いるのだと思います。だからこそ、もっときちんとした説明が必要だったということで私は今まで質問を続けてきたと。財源が不足しているからこれをやったわけではないよというのは理解しているつもりでいます。だからこそ、もっとゆっくりとした、きちんとした説明が必要だったのではないかなというふうに思います。もう時間もなくなってしまったので、これを最後の質問にしたいというふうに思います。

**○酒井信隆福祉部長** 先ほどお話ししたように、平成12年に改正をしまして、種々十何年間私も長いことここにおりますものですから、その辺の考え方というのがございます。ですから、私はなるべく外に出たときには、そういうようなお話をさせていただいて、本当に、町内会というか連合会みたいところでどんとお話するよりも、本当に一般の一人一人のお話を聞くようにはしてきたつもりでいます。ですから、そのときには、こういうふうになるかもしれないねというような、仮説も言えないのですけれども、仮説も含めて説明をして理解を、全員が理解をしていただくというのはなかなか難しいものですので、なるべくそういうようなお話をさせていただいて、理解を得るような方向性で、今まで市民の方々とお話をさせていただいたつもりでいます。

**○金兵智則委員** 今までずっとされてきたというのは、私も、部長ももう定年ということもありま

すが、ずっとされてきたのかなというふうには思いますが、今回この事業に関しては、事業等が、開始時期はそんなに遅くはないのかなというふうに思います。これは、事業の開始を少しおくらせてでも、しっかりとした説明をしていただきたいということを求めまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員長 ここで、暫時休憩いたします。  
午後 2 時 00 分休憩

午後 2 時 13 分再開

○平賀貴幸委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

渡部委員。

○渡部眞美委員 私のほうから、民生の関係で大きく 2 件と衛生費に関して 1 件質問をしてみたいと思います。

まず初めに、障がい者福祉費の中の、48 ページになりますけれども、身体障がい者自動車改造費等助成事業というのが予算に組まれております。昨年同様 10 万円という予算でございますが、改めまして、この事業の概要についてお示しをいただきたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 身体障がい者自動車改造費等助成事業につきましては、重度身体障がい者の社会活動への参加と自立の促進を目的に、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業補助金を活用いたしまして実施しているものでございまして、免許証の取得費用とか、それから自動車の改造費用に充当しているもので、直近 3 年間では、平成 26 年度に 1 件の助成実績がございます。

○渡部眞美委員 重度身体障がい者の方の免許取得ですとか、障がいがあっても自動車を改造して、外出ができるための自動車改造費ということの御説明だったと思います。こうした中で、自動車を運転する本人ではなくて、お子さんですとか子どもさんが障がい児もしくは障がい者であって、その送迎のために自動車を改造しているとか、車椅子のまま乗車できるような車ですとか、座席が回転するようなシステムですとか、そういった車を利用している方もいらっしゃると思うのですが、この事業の中の 10 万円の中には、そういった枠というのには入っていないのでしょうか。また、別枠でそのような対象があるのであれば教え

ていただきたいと思っております。

○酒井博明社会福祉課長 自動車の改造費用につきましては、網走市では、上半身が不自由でありますとか、下半身が不自由でありますとか、その体幹の機能障がいの程度が 1 級もしくは 2 級のある方が、自分が所有して運転する自動車につきまして助成をしております、その車の中でハンドル装置、あるいはブレーキ等の駆動装置の一部を改造する場合を対象に費用の助成を行っているところでございます。

まず、この本人の所有する車の運転に限定している理由でございますけれども、平成 18 年の障害者自立支援法施行以前の国の補助事業による助成の対象が、現在の網走市の本人の所有する車に対して対象とするということと同様であったことから、市町村の判断により実施要綱を定めた上で、本人の所有する車を対象に行うということができるとことは承知しておりますけれども、このことが国や北海道のほうからまだ周知も徹底されていなかったということもございまして、網走市と同様に、本人所有の車に対して補助をしているところが多いという状況でございます。

○渡部眞美委員 今の御説明ですと、市町村判断によって、他の事業としては枠がなく、市町村の判断によっては、この事業内でそういったことが可能であるというふうに受けとめました。たしか去年の夏ぐらいに、道のほうから実施状況等について調査があったと思います。今、課長の説明の中で、そういった中で実施している自治体が少ない、余りなかったということで判断をされたのだと思いますが、市町村の判断によってできることを考えた上で、この事業の予算を組んでいくということが私は大事だと思いますので、これから検討していただいて、当市の状況、こういうことを必要としている人がいれば、この事業を使って、家族が障がい者であっても、この改造費を使えるというようなことを検討していただきたいと思いますが、その辺いかがですか。

○酒井博明社会福祉課長 委員おっしゃられるように、自動車の改造助成については、保護者が保有するような自動車も対象に含めることができますというような通知は、去年の 8 月に北海道のほうから出されたというところがございます。ですので、これを受けまして、明確に市町村向けに通知も出されてきましたので、今後、道内の他の自

治体、ほとんど網走と同じような対応をしているところが多いのですけれども、そういうところの実施状況、検討状況も詳細に調査を行いながら、今後、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えています。

**○渡部眞美委員** 道のほうも、こういった対象にできますという紙切れ1枚で、それ以降こういった予算がついてくるものでもありませんし、ちょっと乱暴なやり方かもしれませんが、市民の対象者がいるということであれば、そこは市として検討していく必要があると思いますので、今後検討して判断をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次、児童福祉費について全体的に伺っていきたくと思いますが、順番に、私、まず主に、近年児童虐待ですとか、子どもの命が奪われるですとか、そういった事件がどうも後を絶たないということもありまして、当市で言うと、ここの課が担当しているということもありますので、主にそういったことの観点に置きまして順次質問を進めてまいりたいと思います。

まず初めに、この中にある事業費の中で、児童福祉施設入所児童交通費助成事業というのが5万円計上されておりますが、これはどういった内容であって、今利用されている方がいるのか、現状についてまず伺いたいと思います。

**○野呂俊広子育て支援課長** 児童福祉施設入所児童交通費助成事業についての御質問ですが、この事業は、目的といたしまして、児童福祉施設、児童養護施設ですとか、障がい児施設などなのですけれども、入所している児童及びその保護者に対しまして交通費を助成しまして、経済的負担を軽減し、あわせて福祉の向上を図るという目的でございます。内容につきましては、年2回の範囲で、施設の入退所あるいは一時帰省の際の旅費をJR運賃で支給するものでございまして、平成27年、これまでの実績は、2名で2回の回数となっていて、金額については2万9,000円の決算見込みということでございます。

**○渡部眞美委員** 今、児童福祉施設に入所している方2名を対象にして、実績から平成28年度も5万円の計上をしているということで、その部分は理解をいたしました。実際に、この網走から、網走に児童施設があるわけではございませんので、通っている方がいるということを理解させていた

できました。

次に、歳入のほうで、14ページなのですけれども、児童虐待・DV対策等総合支援事業という事業名で、補助金が66万5,000円入っております。この事業名として市に直接当たるといった事業は、その事業名というのではないのだと思いますが、こういった対策を含める当市に当たる事業の対策として、この児童家庭相談事業の中の子ども家庭相談事業ですとか、婦人相談事業、母子・父子相談事業といったものがここの対策として、私は、網走市は担っているのかなと思っております。例えばDV対策ですと、婦人相談事業ということで対策が練られているのかなと。家庭相談の中で児童虐待ですとか、そういったものの通告ですとか、そのような対応がされているのだと思いますけれども、その辺の確認と、各相談事業の内容ですとか現状について伺えたらと思いますのでお願いいたします。

**○野呂俊広子育て支援課長** 委員のおっしゃいましたとおり、DV、それから虐待などのケースは、各種相談事業からつながるケースが非常に多いということでございます。虐待につきましては、各施設、学校などや病院、あるいは近所からの通報によってつながる場合が多いという状況にございまして、平成27年、これまでの延べ相談回数ですけれども、虐待については14回、DVにつきましては23回の相談が寄せられているところでございます。網走市におけます相談の件数なのですけれども、本年度で言えば、延べ14回、人数で12人ということですが、人数については、兄弟がいると全てカウントをするという状況ですので、実際に虐待と認定される実世帯数で言いますと、年間3から4世帯で、ここ近年、横ばい傾向にございまして、いずれも、新聞報道にあるような重篤なケースは、網走市では発生しておりません。虐待の種類には、身体的虐待、性的虐待、精神的虐待、ネグレクト、これは養育の怠慢を指しているのですけれども、このネグレクトの件数がほとんどを占めるといった状況でございます。

虐待防止の取り組みについてですが、厚生労働省では、通告後48時間以内に児童の顔を見るようにという通達がなされていますが、当市では、通告があり次第すぐに対応しているといった状況です。それと、平成18年より網走市要保護児童対策地域協議会を設置してございます。これは、学校、

幼稚園などの施設のほか、警察、保健師、児童相談所などの職員が集まって、子ども、保護者を含めた支援策を協議する会議でございまして、こちらのほうは年十数回開催がなされている状況でございます。

**○渡部眞美委員** 今、課長のほうから丁寧な御説明がございまして、平成16年度ですね、児童虐待防止法の改正によって市町村も児童虐待の通告先になったということで、今の御説明のような流れがあるのだと思います。現在の整理では、児童虐待の通告ですとか相談の第1次的な対応をその窓口が、市町村が担うということになっていますので、市が担って、それがより専門的な支援が必要で対応が難しいケースですとか、児童福祉施設にいかなければならないといったような対応をするのが児童相談所の役割といったような、二層の構造の仕組みになっているのだと思います。

その中で、今、協議についてはお聞きをいたしましたので、そういうふうになっているので、北見の児童相談所の概要というのはどうなのかなと思って調べてみました。平成25年度の数字しかちょっと出ていなかったのですけれども、児童相談所の概要では、その通告と言われる件数は248件、前年度とそう変わりはありませんでした。うち175件が対応にされたということですね。これは、通告があっても、その引いた73件は、異状がなかったというか、通報があっても、それは何もなかったという意味なのだと思います。そして、通告者の内容として、誰が通告したのかという内訳が出ていたのですけれども、その中の52%は警察からの通告が多いようです。次に、保健センターですとか市町村関係が18.3%、隣人、知人ですとか、気づいた人が12.6%、また、学校が4.6%といった数字になっていました。私はこの数字を見て、意外と直接対応している例が多いのかなという印象を受けたところでありました。やはり通告義務がありますので、通告の件数と対応件数というのはイコールでなくて私は構わないと思っておりますので、この児童虐待の対象者が子どもである以上、子どもというのは自分がそういうふうにされているというのはわからない現状がありますので、見ていて一般の人が通告するというのは大変勇気の要ることですし、間違っていたらどうしようと思ったりですとか、自分が同じアパートに住んでいて、その人のことを通告する

というのはやっぱり、ちょっと自分が悪いことをしているのではないかといった、なかなか勇気が出ないと、子どもを守るためだという勇気が出ないといけないことだと思います。そういった中で、市のできるということというのがいろいろあると思うのですけれども、相談体制というのは3事業ありますけれども、この窓口、事業は三つに分かれていても、相談窓口というのは一つなのかという確認をしたいのですけれども。

**○野呂俊広子育て支援課長** さまざまな相談内容から、虐待やDVの発覚に至るケースが多いですので、窓口、責任所管としては私ども子育て所管課ですけれども、その情報を広くいただくために、別室にある教育相談室だったり、それから、先ほど言った女性相談であったりという相談窓口からいろいろ拾うような体制で、幅広く、委員がおっしゃいましたように、虐待ではないかというふうに通告があって、すぐに確認して、それで虐待がなければ、それはこしたことはないと思っておりますので、なるべく広い範囲でそれを拾って、事実を確認していくということを心がけてございます。

**○渡部眞美委員** 子育て支援課の中では、この多岐にわたる相談事業というのはとても幅広いことであって、もちろん子育て支援課だけで解決できるものではないということで、もちろん先ほどの答弁にありましたように、保健センターですとか、教育の現場では学校との連携というのが欠かせないものだと思います。市の役割というのは、どんどん大変になっていくというのもすごく感じのですけれども、そういった中で、なるべく通告をしていただきやすいようにすると言ったらあれなのですけれども、厚労省のほうで、児童相談所の全国共通ダイヤルが、今まで10桁ぐらいだったのかな、それが3桁になって、それも覚えやすいように、いち早くこういうことは通告するのだということで、189を番号にして、全国共通になっているので覚えやすいですし、市民が頭の片隅にこのことがあるような周知をまず市としてすることができると思うのですけれども、その件についていかがですか。

**○野呂俊広子育て支援課長** 189のダイヤルについては、ガイダンスが長くて途中で切れてしまうといったような報道がなされて、それを改善していくということでありましたので、そちらのほう



は今後期待したいと思います。

それで、虐待防止、防止するという観点も必要だと私たち思っています、虐待防止強化月間が11月に設定されているのですけれども、そこでの広報での周知のほか、年度当初に啓発ポスターが北海道から配られますので、公の公共施設に張るだとかしています。それから、虐待防止のオレンジボンというのがあるのですけれども、こちらのほうは、地域の福祉の観点から、ふれあい広場というのを開催するとき、民生児童委員の御協力を得まして、オレンジボンを手づくりで作成して、啓発チラシとともに配っていただいているという状況にあります。

**○渡部眞美委員** このことは、通報、通告の件数がふえたから見守り体制がふえたということに、私は直接つながるとは思っていないし、できるだけの体制を整えることが重要だと思っております。

そこで、ちょうどこのことを質問しようと思っていたときに、先週、厚生労働省の有識者委員会での児童福祉法見直しに向けての法改正の案というのが取りまとめが行われたようです。その中で、先ほど言っていた相談体制というのが、児総と自治体と二層になっているということ先ほど、今の現状を確認申し上げたのですが、今後、虐待された子どもの保護と親の相談、支援の両方、それが今まで児童相談所が担っていたという現状を、改めて保護や重点的に取り組む、そういったことに任せて、親への支援ですとか、市町村が、それが主な担い手となるというその役割分担を、相談事業というのが、思い切り市町村に来る、そういった傾向が今後あるということが取りまとめられていました。これは改正案として今国会に提出する方針であるということです。そうなりますと、将来的には、今それぞれある児総と市町村の相談窓口、通報窓口というのが、将来的には一本化になってしまうのではないかと私は読み取ったのですけれども、そうしますと、市としてこれまで二重構造であって、児総にも直接連絡が行ってもいいですし、市の子育て支援課の窓口でもよかったものが、市町村として相談業務ですとか、施設に一時入所して、また退所したですとか、そういったフォローも市のほうに役割が回ってくるのではないかと、将来私は思ったのですけれども、その辺の認識と、もしかそうであれば、将来的に

は、専門官というのですか、家庭相談員なんかの専門官みたいなものを市に置かなければならないのではないかと思うのですけれども、その辺の認識をお伺いしたいと思います。

**○野呂俊広子育て支援課長** 児童相談所と市町村の強化というのは昔から言われています。それで、窓口が一本化になる、子どもたちにとって使いづらいうということになるとは私たち予測はしてございません。児童相談所、自治体、先ほど地域協議会のお話をしましたけれども、現在におきましても、子どもの一時保護ですとか、それから一時保護後の保護者を含めた子どもの支援策というのは、鋭意、市町村、私たち取り組んでいるつもりでございますので、これが法改正によって市町村の関与が薄くなるということはないと思っておりますし、今後についても、社会的に養護しなければならないDVですとか虐待の被害者に対しての対応は、被害者の立場に寄り添って適切に対処してまいりたいというふうに考えてございます。

**○渡部眞美委員** 今御答弁いただいたのですが、私の説明の仕方がややこしかったのかもしれませんが、児童相談所としての保護の任務が強化されて、相談体制といった、入り口が市町村に主になる、これから法改正になったらなるということの危惧が私はありますので、今、課長の答弁と逆のことなので、もう一度お願いしたいと思います。

**○平賀貴幸委員長** 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時38分再開

**○平賀貴幸委員長** それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

質疑を続行いたします。

渡部眞美委員に対する答弁から。

**○野呂俊広子育て支援課長** 児童福祉法の改正により市町村の役割が今後ふえていくということにつきましても、今後、詳細がわかった時点で課題を整理いたしまして、適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

**○渡部眞美委員** まだ決定されたわけではございませんので、今後の見通しとして質問させていただきました。先ほど申し上げた家庭相談員などの専門官、不登校なども含めて、既に配置している市町村もありますので、子どものことというのは、

このことは何かあってからでは遅いということと、子どもの育った環境というのは将来的に大きく影響することを考えますと、こういったことはしっかりと進めていただきたいということを申し上げて次の質問に移ります。

衛生費1点なのですけれども、成人用肺炎球菌予防接種事業について伺いたいと思います。今年度907万1,000円という予算が計上されておりまして、昨年に比べまして70万円ほど減となっている事業であります。これは、単純に65歳から5歳刻みのクーポンで負担をして、自己負担が2,500円になるように市が補助しているものだという認識がございますので、単純にその対象人数が減ったのかなと思われるところでありますが、この事業の内訳について御説明をお願いしたいと思います。

**○笹尾里美健康管理課参事** 成人用肺炎球菌予防接種事業でございますが、網走市は平成22年度から、肺炎の原因の約半数とされている肺炎球菌による高齢者の肺炎を予防するため、75歳以上の方を対象に、肺炎球菌予防接種を受けられる方に3,000円の助成をまいりました。なお、平成26年10月から、国の定める定期予防接種と位置づけられたため、65歳以上の方の5歳刻みの年齢の方を対象といたしまして、2,500円の自己負担で1回の接種という形の定期接種となりました。5年計画の中で65歳以上の方全てが対象となって接種することができる状況です。本年度と来年度の予算の違いにつきましては、委員おっしゃったとおり、対象人数、接種見込み人数の差と考えていただいております。

**○渡部眞美委員** 私ですね、勘違いをしております、平成26年10月から定期接種になったということで、その平成26年には、今お話があったように、もともと平成22年から、75歳からですけれども、市独自として助成を行っていたという制度と、この国からの定期予防接種と同時に行われていた期間があったのだなというのがわかりまして、それがずっと同時に行われていくのか、このたびのこの70万円ほど少なくなっているのは、その部分がなくなって定期接種に移行された月というのですか、年度なのかなと思ったのですが、実際のところ、平成26年は両方、市の独自の75歳からのと、定期予防接種の国の65歳からというのが、その期間があったのですよね。確認をしたいと思います。

**○笹尾里美健康管理課参事** 委員おっしゃいますように、平成26年の10月から平成27年の3月までは、市が独自に行ってまいりました75歳以上の方を対象とする助成と、国が定期となりました65歳以上の5歳刻みの方を対象を、同時に半年間行っておりました。理由といたしましては、独自の肺炎球菌への助成が平成26年4月から開始されておりまして、途中で定期になったからといって、そちらを変更するということが混乱が起きてはということもございました。その上で、75歳以上の方は平成27年の3月まで接種できますという周知とあわせて、定期の接種を行っていたところがございます。

**○渡部眞美委員** 私の勘違いは、そのことがずっと続くのだと思って、5年待たないで先に受けたらいいよなんていうことも言っていたので、それを私は訂正して皆さんに周知をしていきたいと思っております。

ですが、このことというのは、平成26年の10月から平成27年の3月までの間には、やはり自分はクーポンが来て受けるのですけれども、保健センターに手続きをするために御主人に車に乗せてもらって、御主人が75歳以上であれば、自己負担額は多少ふえても、同時に受けている人というのがこの間いたので、接種率なんかというのはこの間、平成26年度はやはり高かったのではないかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

**○笹尾里美健康管理課参事** 委員おっしゃいますように、確かに、クーポンというか、無料の御案内が来たので私も一緒にということで、御夫婦そろって見えられた方も確かにございました。ただ、接種率ということでは、定期の接種になった段階で、対象の年齢の方は定期の接種として受けるという形態になりましたので、接種の実数といたしましては、平成25年度、任意接種の数が151人、平成26年度140人で、定期外で受けた人数が大幅に多くなったという実績はございませんでした。

**○渡部眞美委員** このことが定期接種になったことをきっかけに、やはり高齢者の中で、「あなたクーポン来たの。私、来年来るよ」といったような会話をよく聞くようになりましたので、一定程度の、自分も肺炎球菌の予防の接種を受けようといった周知には大変広まっているのだと思います。このこと、今説明がありましたように、この移行に関しては、平成26年の10月から次の年の3月ま

で同時進行しながらも、やっぱり周知にはつながっていったと思いますので、その段階的な市民周知といった部分では、大変これは評価をしたいと思います。しかも、その保健センターに最初に行くということになると、保健センターの方がそのように誘導してくださって、ことしであれば、こういった75歳であれば市の独自のもありますよといった周知をしてくださったのだと思いますので、その定期接種、予防接種に移り変わる流れとしては、私は大変よかったのだと思います。ただ一つ私が勘違いしていて、その部分がずっと続くと思っていたので、その部分は反省をしたいと思います。確認をしたかったのです。

以上で、私の質問を終わります。

**○平賀貴幸委員長** 松浦委員。

**○松浦敏司委員** 早速質問をしていきたいと思いますが、かなり質問項目で重複しているところがあります。できるだけ重複しないように質問していきたいと思います。

まず、保育園の統廃合の関係で、小田部委員が既に質問しております。これまでの経緯についてはわかりました。それで、次に伺いたいのは、今回なぜ民設民営というふうにするのか、その必要性がどこにあったのか伺います。

**○野呂俊広子育て支援課長** 民営化についてでございますけれども、就学前の子どもを見る保育園、幼稚園におきましては、民間においても熟成していると考えてございまして、当市におきましても、保育園、認定こども園は既に民間で運営されていて、特に問題点はないと認識していることから、このたび民間を視野に入れながら検討してまいりました。道内でも、約850のうち66%は民間による保育園でありますことから、必ずしも行政サービスとして実施しなければならない事業とは考えていません。現在のところ、公募するに当たりましては、市内の社会福祉法人及び学校法人を対象予定としていますが、市内の各法人は実績もございますし、熱心に事業を運営していると考えていますし、民間の創意工夫によって質の維持向上が図られると考えています。単に民営化ありきではなく、網走市の子ども子育ての現状をしっかりと見据えた上での適切な分担と考えているところでございます。

**○松浦敏司委員** どの自治体も財政難ということもあって、それぞれ行政区で行革が行われてき

たと。当市においても行革の計画の中で、この保育所について将来的になくしていくという計画であることは私も承知しております。私は、民間にするからサービスが低下したり、質が悪くなるというふうには当然思っておりません。網走の民間の施設も非常に立派にやっているのだというふうには思っています。

次に伺いたいのは、先ほど、メリットというお話もありました。では、この民設民営にすることによってのデメリットは全くないのかというふうに考えたときに、その辺はどのようにお考えでしょう。

**○野呂俊広子育て支援課長** デメリットでございますが、先ほどの小田部委員の答弁でございましたように、一斉になれ親しんだ保育士さんがかわるということがあろうかと思えます。これは、先ほどの答弁のとおり、できるだけ緩やかに移行していきたいというふうに考えてございます。それから、すずらん保育園がなくなりますと、新町、大曲、天都山地区などからは、距離的な面では非常に現在より不便をかけてしまうということになりますが、しかしながら、保育園に通われている保護者の方たちは、基本的に働いておられる方々のお子様を通わせるということですので、ほとんどと言って自家用車を保有していらっしゃいます。これらのことから、影響の少ない範囲というふうに考えています。

**○松浦敏司委員** 今盛んに、都会のほうでは保育所が足りないということでもありますけれども、当市においては、すずらんとかたんぼぼでは定員割れしている状況にあるというふうにも聞いていますが、大きな問題としてあるのは、都会では保育士の給与が平均より10万円少ないというふうに言われていますが、当市においてはそこまでは多分ないだろうと思います。しかし、保育士の給与が、公立の保育士さんと民間の保育士さんで言えば、やはり一定の格差が生まれているのだろうというふうには私は感じていますが、その辺どのような認識を持っているか伺います。

**○野呂俊広子育て支援課長** 民間の給与が公立と比較して差があるということは認識しているところでございます。ただ、新制度では公定価格が導入されまして、人件費についての見直しが大幅に改善されており、先般、各施設に対して行った聞き取り調査でお話を伺ったところ、経営状況が従

来より10%から20%程度の改善がなされていたということでございます。今後、各施設において給与等の改善を考えていくというお話をいただいたところございまして、私どもも積極的に改善していただくようお願いしたところでございます。

**○松浦敏司委員** 確かに、それはそうだとは思いますが。ただ、だからといって全てがそういう人件費、処遇の改善に使われるかといえば、そこはまた民間は民間としての経営状況もありますから、そこは100%どうなるかということは私も断言できませんし、それは今後見ていかなければならないというふうに思っています。

それで、次に伺いますが、市の直営であります保育園の正職員、嘱託職員、臨時職員、パート職員は、それぞれ何名で運営しているか。そしてまた、民間ではどのような形で職員の構成がなされているのか伺います。

**○野呂俊広子育て支援課長** 公立保育園3園の保育士の配置状況につきましては、正職員14名、嘱託職員8名、臨時職員10名、パート職員数十名で運営されているところでございます。

民間事業者につきましてはの職員構成はわかりかねる状況ですが、統合する民間の運営先は、今後公募を受けることとなりますが、職種、配置数などについては、運営に支障がないように適切に審査していきたいというふうに考えています。

**○松浦敏司委員** 多分、市でもこんな形での正職員の数なので、ここまでするかどうかわかりませんが、いずれにしても民間になったとしても、一定数の臨時職員あるいはパート職員というのは抱えざるを得ない状況になるだろうと予測されます。その意味では、ぜひ、市としてもそこにはしっかりと見ていただいて、ただ、民間の保育所ですから、それは何でもかんでも市が関与できるものではありません。結果としては、何かがない限り関与できないということだと思っております。私は非常に大事だというふうに思うのは、若い人たちが保育士になって、まさに夢と希望を持って就職をします。そして、就職をしたのだけれども、結局、なかなか自分が思っていたよりも仕事がきついと、そして、結果として賃金も思ったより高くないというようなことで、年数を重ねれば重ねるほど、残念ながら、この夢と希望を失っていくということが、実際にこの網走市内でも起きている例を私も聞きました。これは、親御さんにとっ

ても非常にショッキングなことです。大変お金もかけて、専門学校、そして大学に入れて資格も取って、そして保育士になった。しかし結果として、その保育士をやめてしまう、あるいは都会に出ていってしまうということで、親御さんにとっては非常に残念なことになるだろうというふうに思います。そして、この若い人たちというのは、本来なら網走にしっかり根づいて、そして生き生きと保育士の仕事をしながら、そして結婚し、子どもをもうけ、子どもを育てていくと、こういう大事な、未来の網走を背負う人たちだというふうに思っているのです。そういう人たちが、希望を持ってなくなって網走から出ていくということは非常に残念だし、網走の将来にとっても重要な影響を及ぼすというふうに私は思っているところです。今回の整備計画の中で、一時保育、そして延長保育、病後児のサービスといったことも実施するというような、いい面も確かにあるようです。ただ、これが結果として保育士さんの労働の負担にならないようにしなければ、またここにおいても保育士をやめていくことになってしまうということで、この点ではぜひ、しっかり市のほうでも、民間の保育園であったとしても、その辺は心がけていく必要があるのだろうと。

先ほど課長のほうから、民間であっても、網走の施設ではしっかり保育をしているということで自信を持って言っていただきました。児童福祉法24条では、市町村は保育に欠けるところがある場合においては、保育所において保育をしなければならない、これが定めであります。だからそういう点で、私はやはり、こういう児童福祉法24条の立場で言えば、公立で運営することが基本だということを私は考えているところです。

次に移ります。こども医療費助成についてであります。拡充事業として8,415万円、前年度よりプラス1,484万円となっています。こども医療費が、昨年の入院費の中学生までの無料化に続いて、今年度の8月から小中学生の通院費を自己負担1割を基本とし、高校生までの子どもが3人以上いる世帯については、3子目以降は無料とするというふうになっておりまして、多くの子育て中の保護者から大変喜ばれています。私もこの間地域を回って、子育て中のお母さんにその話をすると、大変喜んでおりまして、その点では、市長のこの決断というのは非常に私は高く評価したいという

ふうになっています。これまでいろいろ言ってきましたけれども、これまで3割負担が1割になるというのは、これは子育てしている若いお父さん、お母さんにとっては、決して給料が高いわけがありませんから、これは大変な違いだということで、非常に喜ばれているということを最初にまずお伝えしたいと思います。

そこで、何点か伺いたいと思います。

一つには、財源として、ふるさと寄附金を使うというようなお話だったかというふうに思いますが、今回の予算の財源の内訳についてまず伺います。

**○平賀貴幸委員長** 松浦委員の質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

**○平賀貴幸委員長** 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑を続行いたします。

松浦委員の質問に対する答弁から。

**○野呂俊広子育て支援課長** こども医療費助成事業におけます財源の内訳につきましては、事業費8,414万8,000円のうち、道支出金2,641万2,000円、基金繰入金、これはふるさと寄附金でございますが、2,338万7,000円、一般財源3,384万9,000円となっています。このうち道支出金につきましては、道の補助率は2分の1でございますが、道の基準、対象から外れている部分については全て一般財源となっております。

**○松浦敏司委員** わかりました。次に、これまで通院費の無料化を求めて私も何度か質問もいたしましたし、住民運動での請願や署名なども上がっていたところですが、無料化にすればコンビニ受診がふえる、それから、小児科医、内科医の医師に対する負担がかかるというようなことで、医療体制の確保が大変難しくなるというようなことで実施できないというようなふうに答弁があったかと思いますが、この課題はどのようにしてクリアできたのか伺います。

**○野呂俊広子育て支援課長** こども医療費の拡充につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減という点、一方で医療体制を確保しなければならないという点、これらの均衡を図りながら実施してまいりました。少子化が進行する中、今後、子

育てに関する政策をより一層充実させたいということから、こども医療費を今回拡充いたしますが、中学生までの通院費用を1割負担としましたのも、これを無料化にしますと、いわゆるコンビニ受診に直結してしまうと想定されることから、総体的に考え、2割を軽減し、1割の御負担をいただくことによってコンビニ受診への影響が最小限にとどまるよう考えたところでございます。

また、第3子以降の無料化につきましては、たくさんお子様がいらっしゃれば経済的負担も多くなりますことから、第3子目以降のお子様の経済的負担の軽減を図ることによって、子どもを産み育てやすい環境づくりという観点から無料化とさせていただきます。

一方で、コンビニ受診の抑制という観点では、従来から取り組んでいる24時間電話健康サービス、インフルエンザの予防接種に加え、周知啓発活動として来年度からの休日内科急病センターの開設の際や、また、新たな子育てガイドブックの掲載など、周知啓発の徹底を図ることによって抑制に努めていきたいというふうに考えてございます。

**○松浦敏司委員** その部分はわかったのですが、地元の小児科医、内科医など、医師会の同意というのがなかなか大変だというような、以前、答弁だったと思うのですが、この点では十分理解をいただいたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**○野呂俊広子育て支援課長** 先般、医師会のほうに出向きまして、先ほど述べました抑制のほうにも力を注ぎたいということで一定の理解は得られたということでございます。

**○松浦敏司委員** 大事なところの医師会が理解していただけたということで、非常に感謝をしているところです。

次に、当市の出生率はどのようになっているか伺います。

**○野呂俊広子育て支援課長** 当市の合計特殊出生率でございますけれども、市町村の出生率は、国勢調査の年を中心とした5年間のデータで算出するため、2008年から2012年、平成20年から平成24年のデータで、網走市の出生率は1.51というふうになってございます。

**○松浦敏司委員** 子どもが3人以上の人数というのは、何人いらっしゃるのでしょうか。

**○野呂俊広子育て支援課長** 3歳未満はもともと

無料化としていますので、3歳以上から中学生までの子どもの数、約3,700人中、第3子は約390人、10.5%ということをございます。

**○松浦敏司委員** そうすると、この390人の全員が、今回のこの3人目の無料化というふうな形での対象になるということに理解してよろしいのでしょうか。

**○野呂俊広子育て支援課長** 内訳のほうは、ちょっと詳細の現在データは用意していませんけれども、この約390人中、実際には、所得が高額な方、それから生活保護の方、それからひとり親医療を受給している、もともと無料だった方については、このうちから対象とならないものというふうにございます。

**○松浦敏司委員** わかりました。それで、今回の提案で言うと、高校生までの子どもも入れて3人、そして、その場合は3人目が無料ということなのですが、例えば、高校生の子が高校を卒業してしまったという場合、これは、3人目の人は1割負担ということになる、そういうことで理解してよろしいですか。

**○野呂俊広子育て支援課長** あくまでも第1子目のカウントを、18歳以下から、高校生以下からカウントをするということに、設問の卒業してしまえば、その次のお子様から第1子目というふうにございます。

**○松浦敏司委員** 理解しました。それで、人口がふえていくためには、出生率が2.07以上でなければふえないというふうにも言われていますが、今回の3人目からということにありますが、今回の3人目からということにありますが、特殊出生率が当市では1.51という段階であれば、二人目からということに、このことを検討する上では、検討する議題には上がらなかったでしょうか。

**○野呂俊広子育て支援課長** いろいろなパターンをシミュレーション、検討してきましたが、第2子目から無料、あるいは全て無料ということにつきましては、先ほど述べたとおり、子育て世帯の経済的負担の軽減という点、それから、同時に医療体制を確保しなければならないという点にございましたので、総合的に考えなければならないというふうにございます。

**○松浦敏司委員** 決して私、けちをつけているわけではなくて、人口がふえていくためには、一番いいのは、やはり2子から無料にするのが、やはり

いいだろうなということに言っているわけで、人口減少というのはこの自治体でも非常に難しい問題であり、重要な課題になっています。人口がふえるには、若者が地元で働く場があって、そして安定した収入があって、子育てする環境がしっかり整っている、こういう条件が必要ではないかというふうに思います。その意味でも、今後の課題として、二人目からの無料化に向けても検討する必要があるというふうにございます。その点、今後の課題としてぜひ要望していきたいというふうに思います。

次に移ります。次に、養護老人ホームの開設、民設民営ということに進展しておりますが、さきの質問者と重複しますので、今回開設に伴う補助として、建設費に係る償還金への補助金として923万円、備品整備で3,000万円、開設準備経費で600万円と、このようにありますが、これは今期限りの補助ということに捉えていいのでしょうか。

**○石川進静湖園長** 整備に係る補助金についてございますが、今申しました三つの補助金がありますが、そのうちの備品購入費と開設準備費につきましては今年度限りの補助金となります。そして、建設費の償還に対する補助金のございますが、これにつきましては、建設費等の借入金の償還が20年ございまして、それを債務負担するという形になりますので、今年度の予算923万円、平成28年度の予算につきましては、平成28年12月から償還が始まる分の一部にございまして、その後20年間ににつきましては、総額で6億4,545万6,000円を債務負担行為の限度額として、別途予算計上してございます。

**○松浦敏司委員** ということは、民設民営ではあるのだけれども建物については、事実上、市が全額負担するというふうにございますね。

**○石川進静湖園長** 建設費につきましては、道の補助金を抜いた金額全額を市が最終的には負担するという形になります。

**○松浦敏司委員** わかりました。あと、その後質問しようと思ったのですが、さきの永本委員と重複しますのでこれ以上伺いませんが、こういった議論を、ぜひ、こういう状況になる前にすべきだったというふうにございます。非常に急いだというか、枠がないので、結果として1年早くやったために、なかなか私どもと議論する機会が十分なかったという点では非常に残念なございます。

についてはとりあえずわかりました。

次に移ります。これもさきの委員と重複しますが、敬老祝金の条例の一部改正についてであります。改正の理由と内容については、先ほど金兵委員の答弁にありましたので、これはいいです。

次に、この条例改正によって、財政的にはどの程度潤うのか、その財源は今後何に使われるのか、まず伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 敬老祝金の改正に伴いまして、平成28年度でいきますと、実支給額が63万円となりますので、現行5年間継続した場合、平成28年度の支給額につきましては1,089万円というようなこととなりますので、差し引き1,000万以上ということにはなるのですが、これは経過措置によるもので、既に受給されている方が80歳になってももらえない、3年後、また88歳については2年後というようなことで、実際財政的に潤うというようなことではないとは思いますが、一応これぐらいの差があるということでございます。

そして、今後やはりこういった財源につきましては、高齢者及び介護保険に関しましては、介護予防や見守り、また、平成29年度から始まる総合事業、そして、訪問介護の生活援助サービスが介護保険の給付対象から外れるといったこともございますし、そういった生活支援、さらに介護保険制度の改正に伴いまして、地域支援事業における包括的支援事業、ここに新たに加えられた在宅医療介護連携ですとか認知症施策、生活支援体制整備、こういったものに取り組んで、高齢者、介護保険の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** ちょっとわからなかったのですが、今の説明で、結局差し引き1,000万円程度というふうに押さえていいのでしょうか。

**○酒井信隆福祉部長** 単純に考えて、77、88、99、100と渡しました。これを移行して、80、90、100と、それで、99がなくなった分、これが平常でいくと、この99と90歳の部分が、88歳のときに3万円だったのが2万円に1万円、今後平常で考えるとこの部分だけなのです。ただ、先ほど課長が御説明したように、77歳でもう既にお渡ししている方、この方は80歳になったときに、ちょっと先に77歳でお渡ししているの、80歳はお渡ししません。88歳の方が90歳になったとき、これも、

ちょっと先に渡しているのということで、要するに、金額的には、そんなに先ほど課長から説明したように、1,000万円というのはあくまでも先渡しの分、先渡しと言ったらちょっとおかしいのですけれども、77歳に渡している分が80になったときに渡らなくなる分がその1,000万円ありますので、現状で言うと、そんなに金額的には1,000万円も浮くという話ではありません。通常的に、88が2年ずつずれていったというだけで、99がなくなって1万円減ると、この部分だけです。

**○松浦敏司委員** わかりました。わかりましたが、提案の趣旨の中に、敬老祝金について、敬老思想の高揚と福祉の増進を図る目的で昭和35年に条例ができた。今回の条例改正は、この趣旨に反するのではないかと、こういうふうには感じたのですが、この辺では、この趣旨には反しないというふうにお感じになったので、こういう条例改正をしようとしたということでは捉えてよろしいのですか。

**○酒井信隆福祉部長** 前回質問あった中でもお答えしたのですが、要するに、平均寿命が延びましたと、80歳以上になりました。要するに、敬老者という位置づけ、要するにお祝いをするという位置づけ、要するに、そこは80歳、平均年齢まで頑張ったねという形でお渡しする敬老祝金でございます。その中で、敬老になった時点で、今言った趣旨のもとでお渡しをするということで、決して軽んじているわけではございません。

**○松浦敏司委員** 先ほどの質疑を聞いていて、課長のほうからも、米寿だとか卒寿だとかいろいろあります。確かに、日本は還暦から始まって、古希、喜寿、傘寿、そして米寿、卒寿、そして白寿、そして最後に百寿と、こういう、高齢者を非常に敬う文化を持っているのだと私は思うのですよ。だから、そういう点では、わざわざ縮めなくても、5段階あったのを3段階にして、それで浮く金がそれほどたくさん浮くわけでもない、そういう意味では、やっぱり私は高齢者の皆さんをもっと、この網走をここまでつくってきたのは高齢者の皆さんですから、その辺では、ここまでなくてもいいのではないかと。先日、地域をたまたま署名で歩いていたら、ことし88になるからもらえるかと思ったら2年延ばされちゃったということで、がっかりしておりました。私は、金額そのものはそんなに高くなくても、やはり楽しみにして

いるのです。それをがっかりさせてしまうというのが、非常に私は残念でなりません。今回の改正を行うことによって、2年延びたりしますからね。これでどれぐらいの人たちが祝金を受け取れない人が出てくるのか、その辺わかりますか。

**○酒井信隆福祉部長** 77歳、88歳、逆に言えば、77歳で受け取れる人が80歳まで生きていただければ全て受けられると。その間、受けられない人が何人いるのかといたら、その間亡くなった方なのです。それを予測でお答えすることはできないということで、先ほど言ったように、節目節目があります、それは還暦も含めてあります。還暦であれば、私も迎えましたので、果たしてうれしいかと思ったら、還暦という、お年寄りというイメージ、それはやっぱり80歳という平均年齢で、頑張ったねというところで理解をしていただきたいと思います。

**○松浦敏司委員** 私はそういう意味で聞いたのではなくて、結局、2年間先延ばしになる人たちが相当数いるということなのです。だから、そういう人たちが2年間生きていればいいですけども、その保証もないということで、非常にがっかりしているお年寄りがいるのは事実です。

もう一つ確認したいのは、この祝金というのは満年齢で出しているのですか、それとも、いわゆる、日本人に多いのは、こういう祝い事というのは数え年でやるのですが、これは満年齢で出しているということですか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** この祝金の考え方ですけれども、77歳、88歳につきましては、9月1日が基準日となりますので、満年齢というようにことで、前年の9月3日から当該年の9月2日まで生まれた方が対象というふうになります。99歳と100歳の方につきましては、北海道の基準と整合性というようなこともあって、年度内に99歳、100歳になる方が対象というふうになります。

**○松浦敏司委員** 非常に残念ではありますが、私としては、なかなかこれについては理解できないというふうに言っておきます。ただ、今答弁にあったように、99と100だけが年度内というようにことで、これもなかなかわかりにくいですね。それもとちろね指摘しておきます。

次に、介護人材確保について、これも金兵委員と重複するわけですが、これは市長の市政方針の

中で言っていた、外国人等介護人材の確保とやっているのと同じ事業として捉えてよろしいのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** その認識でよろしいと思います。

**○松浦敏司委員** 外国人等とありますから、私は当然、外国人の比較的賃金の安い人たち、東南アジア系の人たちのことを対象としているのかなというふうに思うのですが、今年度の中では、そういう人たちの受け入れも含めてこの事業をやるということではないのですか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 外国人の確保、これも視野に入れながら、法人との検討会を進めていくというような考え方であります。

**○松浦敏司委員** ということは、この平成28年度中に、外国人も含めて考えていくということなのだろうと思いますが、なかなか大変ですよ。これはたしか、永本委員の代表質問か何かでもあったのかなと思いますが、やはり外国人の人たちは、まず1番目に言葉ですよ。それから生活習慣、文化という点で、これはなれるまでに半端ではないと。確かに外国人等、人材が不足しているという点では考えないわけではないけれども、それよりも私は、地元の人たちをいかにして、この介護の人材として確保するかということのほうが大事ではないかと、ここにしっかり目を向けるべきではないかというふうに思うのですが、その辺をお考えを伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 外国人が日本国内で介護従事者として就労する手段といたしまして、予定も含めると、経済連携協定に基づく受け入れや技能実習制度による受け入れがございまして、経済連携協定に基づく受け入れにつきましては、まず、現地での1年間の日本語研修。さらに、訪日後2カ月半の日本語研修、介護研修、就職ガイダンス。また、技能実習制度による受け入れでは、現地での日本語研修3カ月と介護専門用語の研修3カ月。訪日後、介護技術研修2カ月を経て職場への受け入れとなりますけれども、委員のおっしゃるとおり、やはり言葉の面で細やかなコミュニケーションというところが懸念になるというふうには考えられます。外国人による人材確保、やはりその職場に受け入れるまでにこういった研修を踏まえますので、相当な費用もかかるというふうなこともございまして、そういった整



理もしていかなければならないというふうに考えておりますし、やはりその外国人を受け入れるというような部分で、法人の意向が大変重要になりますことから、ことし、平成28年度実施を予定しています検討会の中で協議をしてまいりたいというふうに考えていますし、今三つの事業を実施しようとしているのですが、先ほども御説明しましたけれども、無資格者を雇用する介護事業所に対しましては、ヘルパーの初任者研修の受講費用、これを助成するというようなことも始める予定でございますので、実際ニーズとしてもありそうなので、その辺も含めて、日本人、また外国人、双方含めた中で介護事業者等を検討してまいりたいというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** 僕は外国人を別に否定するわけでもないのですけれども、今まさに介護の分野で言うと、地元で働きたくて働いたと、しかし、賃金が低過ぎてそれでは食べていけない。それで離れていく人がいるものですから、そういう意味では、地元でしっかりと人材を確保するという点で努力をしてほしいと、これは言っておきます。

次に移ります。休日内科急病センターの整備についてです。まず、事業内容について簡単に説明してください。

**○武田浩一健康管理課長** 市内のクリニック医師の高齢化ですとか看護師不足の現状がありまして、特に内科の1次救急体制の維持が困難になっていることから、急病センターを開設して医療機関の軽減負担を図るものでございます。開設場所につきましては、網走厚生病院の救急センター内で行いまして、日曜休日の午前9時から午後5時までの内科1次救急、年間72日間ございますけれども、そのうち半分程度を北海道大学病院と日本医科大学附属病院の先生に担っていただくということになってございます。

**○松浦敏司委員** 医師不足で、非常にこの間、市長を初め、医師確保に努力をされてきたということで、こういう中で、医師が足りない中でこういった体制をとるということは、非常に私は評価していきたいというふうに思います。新聞報道でも見ましたけれども、実際に今、課長から答弁ありましたけれども、では、何人の医師で、どういう体制をとって診療に当たるのか伺います。

**○武田浩一健康管理課長** 大学については、今お答えした2大学なのですけれども、北海道大学に

ついては、現在複数人の医師ということで、日本医科大学については2名の医師、この方たちに交代で、診療日1日当たり1人の医師が来網していただいて、診療を担っていただくというような形をとります。

**○松浦敏司委員** ぜひ、少しでも地元の医師の負担を軽減するためにも、これはうまく軌道に乗せていくように努力していただきたいと思います。

次に移ります。これにも若干かかわるのですが、医師の確保についてであります。これまで医師確保に対する努力には非常に私も敬意を表していません。先ほどのような、医師を確保するというようなこともあり、日曜急病センターというのを開設することができるということでもありますけれども、これまでどのようなスタンスで医師の要請活動をしてきたのか伺います。

**○武田浩一健康管理課長** 今までもお話をさせていただいておりますけれども、医療従事者の地域偏在ですとか専門医の不足ということで、地域医療の維持が非常に厳しい状況にございます。そんな中で、平成16年の医師インターン制度の改正以降、大学病院からの医師派遣が困難な状況となって、地域医療の体制の存続に大きく影響を及ぼしている現状にございます。そんな中で、医師の確保、派遣につきましては、大学病院、医局の考え方によるものが大きいということから、網走厚生病院及び北海道厚生連とも連携をとりながら、大学医局を訪問して地域の実情を訴えながら、理解をいただくよう取り組みをしてきたところでございます。

**○松浦敏司委員** そういう努力には、非常に敬意を表したいと思います。それで、私は隣の美幌町のお話を聞いたことがありまして、ここではなかなか、医師が確保できているのですね。ことしも何か1名ふえたというふうに聞いています。それで、どういうふうにして要請しているのかという話も聞いたのですが、やはりそれは、医師不足を余り強調し過ぎると、結局行ったらまたこき使われるといひますか、非常に労働が大変だと、診療が大変だというふうに受けとめられてしまうと。やっぱりそれよりも、この網走に来ることによって、子育て環境が非常に整っています、自然もすばらしいと、こういった部分でアピールすると。特に子育て真っ最中の若い医師たちにとっては、やはり子どもがいかにもいい環境で成長できるかと

いうのを非常に気にしているのだそうです。美幌はそういったことを中心に訴えて、そして美幌のすばらしさをアピールしているということなので、ぜひその辺を、この網走は美幌以上に自然に恵まれ、環境にも恵まれているというふうに思いますから、その辺ぜひ参考にしたいと取り組んでほしいと思います。

次に移ります。生ごみ回収の調査結果についてであります。生ごみ堆肥化施設が、平成29年1月に試運転を開始するとのことでありました。それに向けて、一昨年、潮見地区と呼人地区で調査をして、今年度は川向と駒場地区で調査をしましたが、結果について伺います。

**○梅津義則生活環境課長** 今年度の生ごみ分別堆肥化検証事業は、モデル地区である川向、駒場地区の対象世帯数、約5,100世帯で、昨年度よりも約1,070世帯多い世帯数で検証事業を行っております。3カ月間の期間中のモデル地区内の生ごみの総排出量は、平成23年度に実施をいたしました組成調査に基づきまして、約123トン排出されるという推計をしております。その数値の約70%に当たる、86トンを目標値といたしました。今回の収集量は約71トンでありまして、目標値の86トンに比較すると、約83%の達成率ということになります。また、約123トンの排出予測に対しまして71トン回収いたしましたので、約58%の世帯に協力していただいたというふうに考えております。収集した生ごみは、昨年度と同じく、市内の事業者の所有している堆肥化施設に搬入いたしまして、堆肥としております。また、3カ月間の収集期間終了後、御協力いただいた527世帯を対象にアンケート調査を行い、生ごみ分別についてやごみステーションの状況など、29項目について集計をしております。検証事業の結果やアンケート集計結果につきましては、市のホームページに掲載をして公表しているところでございます。

**○松浦敏司委員** わかりました。出だしが非常に大事だというふうに思うのですよ。それで今度いよいよ、そういう本番に向けて行くわけですが、市民に対する周知徹底というのが非常に大事になってくると思うのです。その点での基本的な考え方を伺いたいと思います。

**○梅津義則生活環境課長** 市民周知につきましては、主に分別説明会の開催や分別ガイドブック及び分別ポスターの配付で行いたいと思います。そ

れとあわせて、ホームページですとか広報あばしりへの掲載、あと報道機関なども活用して行いたいと思います。分別説明会は、10月から12月の間に町内会単位で実施をする予定としております。そのほか、家庭向けとは別に事業者向けの説明会も開催する予定としております。ガイドブックにつきましては、今も置かせてもらっているのですが、まちはプラですとかエコセンターなどの施設に置いていただいて、そういった形で周知をするように担当課のほうと相談をしてやっていきたいというふうに思っています。また、冬期間に行う試運転の期間中には、通常のパトロール員のほかに、パトロール員を増員して対応したいというふうに考えておりますので、そのパトロール員にもしっかりと分別の仕方とかを覚えていただいて、もし聞かれたら適正に対応できるような、そういった体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** わかりました。ぜひ頑張っていたきたいと思います。それで、合葬墓については金兵委員と全く重複していますので、これは割愛します。

最後に、障がい者福祉の就労継続支援給付について伺います。まず、事業概要について伺います。

**○酒井博明社会福祉課長** 障がい者就労継続支援給付事業でございますけれども、これは一般就労が困難な障がい者の方に、働く場の提供や就労に必要な知識、能力向上のための訓練を行う事業でございます。A型の事業所とB型事業所の2種類に分かれております。A型の事業所は、通常の事業所に雇用されることが困難な方に対しまして、雇用契約に基づきまして就労機会の提供や知識、能力の向上のために必要な訓練を行いまして、生産活動や就労に必要な知識や能力を高めていって、その高まった方に対しては、最終的に一般就労への移行を目指すというものでございます。B型の事業所は、主にA型等に至る前の障がい者の就労に向けての訓練を行う事業所でございます。訓練を通じて生産活動や就労に必要な知識、その能力が高まった方に対しては、A型や一般就労への移行を目指すというものでございます。

**○松浦敏司委員** わかりました。それで次に事業者数、A型が何社でB型が何社あるのか伺います。

**○酒井博明社会福祉課長** 現在、A型の事業所は市内に1事業所がございまして、それから、B型の

事業所は3事業所ございます。また、B型の事業所につきましては、施設のほかに訓練を受けていただける企業が、平成27年度の実績で3社ございます。

○松浦敏司委員 わかりました。ここで、A型、B型、それぞれ雇用されている障がい者の人数はどれくらいありますか。

○酒井博明社会福祉課長 平成27年度の実績で、A型は、市内の事業所で23名、市外の事業所で3名が訓練を受けております。また、B型のほうにつきましては、市内事業所で44名、市外の事業所で14名が訓練を受けております。

○松浦敏司委員 わかりました。それでちょっと聞きたいのですが、ほんの一部だと思うのですが、障がい者全体からすると、およそ何%に当たるのか、もしわかれば、おおよそでもよろしいのですが。

○酒井博明社会福祉課長 今ですね、この数字については現在持ち合わせておりません。障がい者全体で申しますと1,700名程度おりますので、その中の先ほど申し上げた数字であるというふうに考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。それで賃金なのですけども、賃金というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 賃金体系でございますけれども、平成26年度の実績で、A型は月額平均1万6,596円で、1人当たりの訓練の時間が短いということもありまして、月額の平均は低くなっております。それから、B型につきましては、事業所は一人一人の作業時間の長短によりまして差異もありますけれども、月額1万円から2万円が賃金として支払われております。

○松浦敏司委員 わかりました。この賃金はあるのですが、この財源と、A、Bへの支援についてまず伺います。

○酒井博明社会福祉課長 財源でございますけれども、平成28年度の事業費は1億834万9,000円でございます。その内訳は、国が2分の1の5,417万4,000円、道が4分の1の2,708万7,000円、市が4分の1の2,708万8,000円でございます。それから、A型、B型それぞれ幾らずつ支援しているかということでございますけれども、A型のほうが2,336万円、B型のほうが8,498万7,000円で、この金額は、報酬単価に基づく各利用者の利用日

数等の積算量で支援しているものでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。非常に大事な事業だというふうにも思います。ただ、これ以外にも障がい者が働いている職場がたくさんあるというふうにも思います。これはまた違う場で質問をしていきたいというふうにも思います。

質問は以上で終わります。

○平賀貴幸委員長 立崎委員。

○立崎聡一委員 それでは、早速質問に入りたいと思います。

濤沸湖ガイドブック作成事業についてお尋ねしたいと思います。2005年にラムサール条約登録湿地となった濤沸湖は、オオハクチョウなど、渡り鳥の重要な中継地であり、一帯は網走国定公園にも指定されており、野鳥や植物の観察に多くの方が来訪される一方、ワカサギ漁など内水面漁業も行われ、長年にわたり環境保全とワイズユースが行われてきた湖でございます。このような背景から、ラムサール条約の理念に基づき、環境学習や保全活動の拠点となる施設、濤沸湖水鳥湿地センターの整備を進め、平成24年に北浜地区にオープンしました。このセンターの所管は環境省ですが、運営管理を当市の職員を配置して、さまざまな取り組みを通し、濤沸湖と地域のすばらしさを伝えてきていると考えております。濤沸湖の自然や動植物に関する生態資源の集積はもとより、旬の自然情報、地域の産業などの情報を発信するための施設というふうに捉えており、今シーズンも、タンチョウ、それからアオサギの確認をお聞きしたところでございます。

そこでお伺いしますが、ラムサール条約の登録から昨年秋で満10周年を迎えた濤沸湖でございます。現在、水鳥湿地センターの来館者数についてお尋ねしたいと思います。

○細川英司生活環境課参事 来館者数の推移でございますが、平成24年度が、5月23日からの開館となりますが、1万7,071人、平成25年度が2万2,770人、平成26年度が2万93人、今年度、平成27年度は2月末時点の数字でございますが、1万8,498人となっております。

○立崎聡一委員 年度別に見ますと、年々ふえているのかなというふうにも思います。来館者の多くは、野鳥観察、センター内での濤沸湖の動植物の生態資源の学習をされているというふうにも考えます。野鳥観察においては、海外からの来館者、

バードウォッチャーも訪れるかと思えます。根室市にあります春国岱原生野鳥公園ネイチャーセンターでは、国内はもとより外国人のバードウォッチャーにも人気が高いそうですが、濤沸湖水鳥湿地センターにおける外国人の来館者の状況はどのようなになっているか、お尋ねします。

**○細川英司生活環境課参事** 外国人の来館者の状況でございますが、平成26年度分と、平成27年度は2月末時点の集計となりますが、平成26年度では、来館者総数2万93人のうち、外国人は3,977人で全体の19.8%、個人、団体の内訳でございますが、個人客は340人、残りは団体ツアーで、145団体、3,637人となっております。平成27年度2月末時点の数字ですが、来館者総数1万8,498人のうち、外国人は4,304人で全体の23.3%、個人、団体の内訳は、個人客442人、残りは団体ツアーで、159団体、3,828人となっております。平成26年度の個人客の内訳ですが、台湾、香港、中国本土の上位3地域で72.4%を占めております。団体ツアーの内訳ですが、こちらも、台湾、香港、中国本土の上位3地域で98.1%を占めております。平成27年度2月末時点でございますが、個人客につきましても、前年度と同様に、台湾、香港、中国本土の上位3地域で65.4%を占めております。団体ツアーも同様に、台湾、香港、中国本土の上位3地域で95.8%を占めております。

**○立崎聡一委員** 平成26年度で全体の約19.8%、平成27年度2月末現在で全体の23%と、やはりインバウンドの好循環もあり、増加しているのかなというふうに思われます。道内13湿地帯が加盟している北海道ラムサールネットワークにも加盟しているというふうに聞いております。情報交換を行い、ガイドブック等でPR活動を行っているとは思いますが、それでは、これまで外国人向けにどのようなPR活動をされてきたのかお聞かせ願いたいと思えます。

**○細川英司生活環境課参事** 外国人向けのPRについてでございますが、PR用のパンフレット類につきましては、環境省のほうでセンターの開館へ向けて作成しました2種類のパンフレットがございます。一つはセンターを紹介するパンフレットで、日本語、英語、中国語、こちらは繁体字、簡体字、それから韓国語の4種類。もう一つは、濤沸湖周辺の観察ポイントや四季の動植物などを紹介するガイドマップ形式ですが、日本語、英語

の2種類がございます。こちらのパンフレットの利用方法ですが、センターに外国人個人客の方が来館された際の配付、また、アジアの国々、各地現地で開催されます観光プロモーションの際には、会場に配置されるよう、観光課と連携を図りまして英語版のパンフレットを提供いたしております。外国へ向けまして広くPRを行う際に効果的な手段は、インターネットを利用した形であるというふうに認識しておりますが、センターでは、平成26年度当初にホームページ更新を行いまして英語ページの開設を行い、濤沸湖とラムサール条約、野鳥観察、施設へのアクセス、センター内部の紹介などをホームページに掲載いたしております。

**○立崎聡一委員** 英語版、繁体、簡体、韓国語と、たくさんの種類のガイドブックを作成されているのだなというふうに感心しました。

次に、その場所までのアクセス、交通手段について少しお聞きしたいと思えます。場所については、網走の中心市街地から国道を南東に約12キロ、JRで行きますと釧網本線北浜駅から歩いて10分、バスで行きますと、白鳥公園入り口バス停から徒歩5分というふうにホームページでも載っております。環境学習や保全活動の拠点となる施設ということなので、活動拠点の近い場所というのですか、湖に近い場所に立地をしております。アクセス的にいいのか悪いのかというのはちょっと一言では言い切れないところがあるのですけれども、個人客の観光客などに対する公共交通機関の時刻表とそれから位置図など、どのような説明というか、対応はされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

**○細川英司生活環境課参事** 外国人の個人のお客さんにつきましては、ほとんどがレンタカーの利用でお越しになる方が大多数でございますが、委員御指摘のとおり、JR北浜駅から徒歩でセンターまで、あるいはバスを利用してバス停から徒歩でお越しになる方もいらっしゃいます。こうした外国人も含めまして、日本人のバス、JR利用者も同様なのですが、個人客の方々は、JRやバスなどの運行につきましては事前に御自分で確認されていらっしゃると思うのですが、念のためセンターの玄関付近に、JR及びバスの時刻表とJR北浜駅バス停の場所がわかるように地図を掲示いたしまして、何かありましたときにはセンター職員がすぐに、その地図、

時刻表などを見まして御案内できるような形をとっております。

**○立崎聡一委員** 時刻表など、ちゃんと用意してあるということで理解させていただきました。実際JRで来た方なんかは、あそこに喫茶店があるのですけれども、そちらで一度確認してから行くというお話も聞いておりますので、そういう親切なところというのはいいのではないかなというふうに思います。

それで、今回のガイドブックの概要のほうはどのような内容になるのか御説明願います。

**○細川英司生活環境課参事** 今回のガイドブックの概要でございますが、この事業では2種類の冊子を印刷いたします。一つは、センター開館前に有識者、濤沸湖周辺の自然環境に関心が高い市民の方々などで構成されました、濤沸湖ガイドブック作成会議におきまして編集されまして、日本語版、英語版を発行いたしました濤沸湖ガイドブックであり、こちらにつきましては、開館後、PRの関係で利用いたしまして、関係各方面、また、館内におきまして希望者に無料配付をいたしておりましたが、日本語版の在庫がゼロとなりましたので増刷をいたします。もう一つは、環境省における濤沸湖調査関係事業の成果物としてまとめられました、濤沸湖周辺で観察される同植物をまとめた濤沸湖生き物ハンドブックでございます。2種類の冊子とも、センターにおきまして有料で配付いたします。金額につきましては、印刷にかかる費用の実費分を回収するという単価を設定しているところでございます。

**○立崎聡一委員** ありがとうございます。お金を取るということで、どうかというふうに思ったのですけれども、最低限の印刷にかかる実費分ということなので、その辺はいいのかなというふうに思いました。

それで、今後、センターのPRを国内外問わずどのように行っていくのかということについてお尋ねしたいと思っております。

**○細川英司生活環境課参事** PRにつきましては、センターのホームページにおきますブログ更新による情報提供、行事案内、また、暴風雪など臨時休館があった場合などの最新情報につきまして提供を行っております。また、ニュースレターといたしまして、一般向けの濤沸湖通信を発行し、道内の自然系施設、市内の観光宿泊施設などに配付

いたしております。小学生向けのニュースレターも作成いたしまして、5月連休、夏・冬休みに発行いたしまして、市内及び隣の自治体でございます小清水小学校へも配付いたしております。小学生向けニュースレターには、子供向け、親子向け行事の案内を掲載いたしまして、子供及び親子での来館を促進し、行事参加者がリピーターとして来館していただけるよう、興味関心を持っていただくことができるような観察などの自然科学系の学習的な要素と、それを題材といたしました工作などをセットとした内容の各種事業を企画実施してまいります。また、地域の方々には、気軽にセンターを御利用いただけますよう、一度センターへ足を運んでいただく機会といたしまして、地域交流イベントとして、年1回、これまでケーナの演奏会や市内中学校の吹奏楽部のアンサンブル演奏会などを実施いたしました。センターの今後の運営にも地域の方々のさまざまな御協力が必要となってまいりたいと思っておりますので、こうしたイベントも継続してまいりたいと思っております。今後も来館の促進となるよう、引き続き各種講座、イベント及びホームページによる情報提供などを通じて、センターのPRに努めてまいりたいと考えております。

**○立崎聡一委員** ちょっと大変申しわけないのですけれども、ちょっと1点聞き忘れてしまったのですけれども、今回のガイドブックなのですけれども、外国人バードウォッチャー、先ほど根室のほうに大変人気があるというお話をさせていただいたのですけれども、そちらのほうの対応というのはどのようになっていますか。

**○細川英司生活環境課参事** 今回の2種類の冊子でございますが、濤沸湖ガイドブックにつきましては日本語版の増刷となっておりますが、英語版につきましては、まだ初回発行の在庫がございますので、引き続きそちらを利用して対応してまいります。もう一つの濤沸湖生き物ハンドブックにつきましては、今回は日本語版のみの印刷となりますが、さきに作成済みでありますダイジェスト版的な英語表記のパンフレットが別途ございますので、こちらは在庫がまだございますので、こちらをあわせて活用してまいりたいというふうに考えております。

**○立崎聡一委員** ありがとうございます。濤沸湖、私も地元なものですから、よくこちらへ来る際に

もお目にかかります。観光客の方もたくさんいらっしゃるのだというふうに、中に入ってまではちょっと確認はしていないのですけれども、いらっしゃいます。そんな中で、昨年の秋のラムサールの10周年記念のときに、濤沸湖ファンクラブの方々が、いろいろ写真を出したりですとか、それからいろいろお手伝い、現地ガイドみたいなこともされていて、本当に地域密着型の観光の部分で言えば観光の拠点になるのかなというふうに思います。そして、けさ来るときも、実は秋まき小麦の畑に、もうハクチョウが50羽以上、餌をついばみにというのですか、来ていました。そういう環境のいい所でございます。これが全てではないと思いますが、こういうことを積み重ねていくことによって、いろいろな国内外の観光客の方が来ていただければ、にぎわいの創出につながるのではないかなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○平賀貴幸委員長 近藤委員。

○近藤憲治委員 それでは、早速質問に入らせていただきます。まず、地域医療全般についてお伺いをいたします。当市の地域医療の現状について、代表質問でのやりとりでも明らかになったとおり、道東で比較的医療が充実していると言われてきた当市すら厳しいと言わざるを得ない状況があらわれてきています。まず、この厳しさを、私たち含めて住民で共有していく必要があると考えておりました、当市の地域医療の厳しさを具体的に、または数値でお示しいただきたいと思います。例えば医師の必要数と実数の比較でありますとか、看護師、医療系スタッフの充足度、診療科目の開設の増減等を含めてお示しいただきたいと思います。

○武田浩一健康管理課長 網走市の医療の現状でございますけれども、北海道のオホーツク年報確定値で最終版によりますと、平成22年度になるのですけれども、平成22年度末現在で医師は72名、前年度の数字では81名となっております。また、看護師については、平成22年度末で394名、前年度末で362名と統計上はなっておりますけれども、現場の実態としては非常に厳しい状況でございます。医療機関で近年新たに開業された医院としては、耳鼻科と眼科、各1院が開設されております。総合病院の診療科目の状況につきましては、平成25年度より泌尿器科が撤退となり常勤医が不在となり、整形外科は平成25年度、平成26年度にそれ

ぞれ1名減となり、常勤医については1名体制となっている現状でございます。また、産婦人科につきましても、平成26年度より1名減となっている状況となっている状況でございます。

○近藤憲治委員 今、種々明らかにしていただきましたけれども、いろいろな要素で厳しいということでもありますけれども、やはり一番の根源は医師の偏在があるのだろうということは代表質問でのやりとりでも明らかになってきています。

そういった部分においては、国政レベルで法整備を促していくべきであるという部分で私どもの会派も代表質問をさせていただいておりますけれども、そのあたりの認識は市とも共有できているのかなというふうに感じているのですが、なかなかその議論が前に進んでいっていないという状況もあるのかなというふうに受けとめておまして、そういった国政レベルでの動きをどう捉えているのかお伺いしたいと思います。

○武田浩一健康管理課長 医師の地域偏在につきましては、先ほどもちょっとお答えしましたけれども、平成16年度の医師のインターン制度の改正以降、医局に残る医師が減少したことによって大学病院からの医師派遣が困難な状況となって、大きな影響を及ぼしているという大きな現実がございます。その上、医師の確保、派遣については、大学病院の考え方がとても大きいというような現状もあり、地域のほうになかなか来ていただけないと、地域医療を志す人が少ないというような現状と、専門医化が進んでいるということも原因の一つだというふうに考えております。

○近藤憲治委員 そういう現状がある中でも、医師の確保に努めておられるということは認識しております。また、医師がすぐに充足させることができないという状況であれば、看護師や医療系スタッフを充足する形で進めている地域もございます。実は網走市内でも、各病院が独自の工夫を重ねて看護師や医療系スタッフを充足させていこうという努力をされておられます。そういった動きを市でもバックアップをしていこうという意味は多分お持ちだと思うのですけれども、現状どうなっているのか、見解含めて伺います。

○武田浩一健康管理課長 看護師、医療スタッフに関しましては、平成26年度から実施しております看護師・薬剤師確保対策事業を引き続き行っていきたいと考えております。また、看護師や医療

スタッフなどを目指している方たちには、機会を見つけて網走市の魅力の情報発信等を積極的に行っていきたいと考えております。

**○近藤憲治委員** そしてまた、先ほどの質疑にもありましたけれども、地域医療に関して言いますと、新年度の事業に入っています休日内科急病センターの開設というのは、当市の地域医療においても一つのメルクマールになるのだろうというふうに考えております。この急病センターの開設の将来ビジョンのやり方次第で、網走市の地域医療にとってもプラスにもマイナスにもなっていくのだろうというふうに今考えているのですけれども、今後の展開というのはどう見据えていらっしゃるのか。つまり、輪番の維持がさらに困難になったという状況がこの先出た場合には、センターでの受け入れの幅をさらに広げていくような見通しも既にお持ちなのでしょうか、お伺いいたします。

**○武田浩一健康管理課長** 市民の安心・安全を守るため、先ほど申しました休日の72日間の救急体制は必要であり、確保したいと考えております。平成28年度から開設いたします網走市休日内科急病センターにおきましては、内科の1次救急、72日間のうち半分程度を担うこととしておりまして、このぐらいの日数が確保できれば、当面、在宅当番医体制は維持できるものと医療機関からも示されております。現段階では、センターの開設日などの受け入れを広げる見通しは今持っておりません。

**○近藤憲治委員** 確認をさせていただきました。そしてまたもう一つ、この急病センターの開設に当たって、日本医科大や北大との間で医師派遣を含めた連携というのがあるということで、これは極めて重要な切り口なのかなというふうに受けとめております。センターに医師を派遣していただくということで、実際この網走の地で勤務をされるドクターがこれから出てこられるということでもあります。また、この網走の風土に触れる、人に触れることによって、網走で勤務をしてもいいのかなというふうに考えていただけるドクターも、もしかするといらっしゃるかもしれないと。そういう意味では、やはり私ども地域側からの積極的なアプローチも必要なのかなというふうに感じているのですけれども、見解をお伺いいたします。

**○武田浩一健康管理課長** そのような可能性については、当方も考えている部分ではございます。

現実問題としては難しい部分もあるかもしれませんが、このようにつながりということにつきましては、今後とも当然大事にしていきまして、地域医療の充実につなげていきたいと考えております。

**○近藤憲治委員** ぜひ、そこはお願いしたいところだと思います。また、地域医療の充足というのは、医療機関を充実させるというだけではなくて、やはり一方で住民の、市民の皆さんの健康づくりと表裏一体なのであるというふうに考えております。病気にかかりづらい健康な体と心を維持するための施策やまちづくりとセットで地域医療の未来図を描いていく必要があると考えます。特に厚生労働省では、今申し上げたような考え方に基づいた統合医療を推し進めていく部署も、この冬開設されたと聞いております。こういった国の方向感に対して、市の考え方を伺いいたします。

**○武田浩一健康管理課長** 統合医療についてのお話でございますけれども、疾病を治療し、症状を緩和する方法には、近代西洋医学を根本といたしました対処療法、人間の心身全体を見る伝統医学の原因療法があり、統合医療とは、この二つの療法を統合することによって両者の特性を最大限に生かして、一人一人の患者に最も適切なオーダーメイドの医療を提供するものということ捉えております。今後、超高齢化社会を迎える現代社会においては、治療としての医療だけではなくて、予防の領域の重要性はますます高まってくるものと考えております。疾病の治療の部分については、医療機関が担い、疾病予防の部分については、市で言えば健康センターが大きくかかわっていくものとも考えるところでございます。医療機関においては、治療と予防医療の両面から、対処療法、原因療法を連動させる統合医療については、現状では行政がどのようにかかわっていけるのか判断が難しいところでございますけれども、今後、よく勉強して研究していきたいと考えております。

**○近藤憲治委員** まさに始まったばかりのお話でありますので、この部分については今後ともさまざまな場所で議論をさせていただきたいと思っております。

続きまして、こども医療費の助成の拡充についてであります。これも先ほど松浦委員の質疑でございましたけれども、まず、人口減少社会の挑戦という点では、子育て支援策の充実という視点では大いに理解をできる部分でありまして、評価も

できる部分でございます。ただ一方で、これまでもたびたび議論がなされましたけれども、財政面での課題でありますとか医療機関への負担増の課題というものがあつたのもまた事実でありまして、先ほどの答弁、議論を聞かせていただいた中では、やはり財政面でも、それから医療機関への負担の抑制の面でも、さまざまな要素を勘案をされて導き出されたのが今回の施策であるということは認識できましたので、進めていっていただきたいというふうに思います。

それで、このこども医療費の助成拡充は極めて望ましい話ではあるのですが、やはり一方で、目指すべきは、病気にかからない、かかりにくい子どもたちの健康づくりでもあるというふうに考えております。食生活をベースにした体づくりやスポーツを通じた体力増強、お花やお茶など、さまざまな取り組みで心を整えるメンタル面での下支えなど、家庭、学校、地域が一体となって、子どもたちが病気になりづらい、心と体の健康づくりを進めていくべきでもあるというふうに考えますけれども、一連の取り組み、現状と今後の方向感をお伺いをいたします。

**○野呂俊広子育て支援課長** 今後の取り組みと方向感でございますが、子どもの健康づくりに関しましては、食生活の関係であれば、ベジラブル運動や全庁的に取り組んでいる食育の推進、それから、体力づくり、メンタル面に関しましては、学校教育、社会教育部局でさまざまな取り組みがありますことから、関係部局と今後連携しながら、心と体の健康づくりを推進していきたいというふうに考えてございます。

**○近藤憲治委員** ぜひその視点も持って積極的に進めていっていただきたいと思います。

続きまして、お年寄りを網走のまちづくりにどう位置づけていくのかという視点での質問をさせていただきます。当市の人口ビジョンを読ませていただきますと、2040年には高齢化率は37%に達しまして、市内に住む4割の市民がお年寄りになるということでもあります。また、あわせて人口も総体が減少していきますので、現在よりもお年寄りの存在がいろいろな意味でクローズアップをされていくというふうに見通しております。人口ビジョン後段の考察という部分がありまして、そこでは、若い世代、子育て世代への支援の強化でありますとか、交流人口をふやすべきだという施策

をうたっておられますけれども、やはりもう一つ大事なものは、大きな割合になるお年寄りが生涯活躍できるようなまちづくりでもあるというふうに考えております。サービスの受給者としての存在だけではなくて、地域の中でお年寄りが個々の力を発揮し、願わくば収入を得るなど、生涯活躍できる地域づくりを志向していくべきだというふうに考えておりますけれども、市としての見解をお伺いいたします。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 高齢者が介護予防や健康づくりに取り組むとともに、就労や社会活動、また生涯学習への参加により、健康でアクティブな生活を目指すことは重要なことでもあります。当市におきましては、高齢者ふれあいの家や、らくらく健康トレーニングといった介護予防事業の推進に伴い、地域やボランティアとの連携が構築されているため、今後、就労ですとか社会活動、生涯学習などを含めた包括的な取り組みが必要になると考えております。また、従来のように高齢者だけが集うといったことではなくて、高齢者が地域に溶け込み、地域や若者などの多世代との協働や、地域貢献できる環境を実現するため、学生が利用する空間や保育施設など、多様な受け皿が混在した地域づくりや、空き店舗などの活用により、地域住民が日常的に集い、交流できる拠点のあり方も研究する必要があるため、介護福祉の視点からも、事業者やボランティアとの連携が必要となりますが、地域密着型の施設や高齢者ふれあいの家の有効活用を検討するとともに、引き続き介護保険事業計画における健康づくりの推進、学習機会の確保、社会参加の機会の確保といった、高齢者の生きがいづくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

**○近藤憲治委員** ぜひ進めていっていただきたいと思いますが、やはりお年寄りがまちづくりの担い手として生涯活躍をしていただくためには、予防医療でありますとか介護予防の視点が極めて重要になってまいります。病気にならない、寝たきりにならない、心も健康、お年寄りが生き生きと暮らし続けられる地域を目指していくべきであるというふうに考えますけれども、現状の市の施策と今後の展望についてお伺いいたします。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 高齢者が生涯活躍するためには、予防医療、介護予防は重要であることから、高齢者がいつまでも住みなれた地域で生き



がいを持って暮らせるよう、現在取り組んでいる介護予防の普及啓発や、スポーツを通じた健康づくり、高齢者ふれあいの家や、らくらく健康トレーニングなどの介護予防事業の継続と充実を図るとともに、高齢者を支える体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

**○近藤憲治委員** そしてまた、先ほど申し上げたように、いわゆるサービスや支援を受けるという立場だけではなくて、やはり納税者、または、まちづくりの担い手、主体者として地域にかかわっていくお年寄りがふえてほしいという視点から、高齢者ならではの知恵や技術を生かした起業、ビジネスを起こすということでありますとか、創業があってもよいというふうに考えております。これはちょっと部署が違うのかなというところもありますけれども、高齢者向けの起業支援や創業マインドを醸成していくような施策を研究してみることも重要なのではないのかなというふうに考えておりますけれども、御答弁いただけるのであればいただきたいと思っております。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** この部分につきましては、やはり所管が商工労働課というようなこととなりますので、高齢者という部分でもございますので、担当部署と連携をしながら取り組んでいければというふうに考えております。

**○近藤憲治委員** それでは、最後の項目でございます。ごみ減量化の取り組みについて伺いをいたします。ごみ減量化、長年当市でも取り組んでまいりましたけれども、その進捗状況と達成の度合いを数値でお示しいただきたいと思っております。

**○梅津義則生活環境課長** 市では、平成22年度に、平成23年度から平成37年度までの15年間を計画期間とした網走市一般廃棄物処理基本計画を策定しております。その基本計画の中で、市民1人が1日に出すごみの量である原単位で目標数値を定めております。計画策定時の数値では、家庭ごみと事業系ごみを合計いたしまして1,108グラムでありましたが、計画最終年度の平成37年度では878グラムまで減少させるという目標になっております。直近の平成26年度の数値では、1,000グラムの目標に対しまして1,052グラムなので、52グラム達成できていない状況で、全体重量に換算いたしますと約717トン多く排出されている状況となっております。原単位はリサイクル率や人口の増減に左右されない数字であることから、条件と

しては厳しい数値になるのですけれども、昨年度は、生ごみ分別堆肥化検証事業や、持ち込みごみの住民確認をしたことから、排出量が減って原単位が下がったものというふうに捉えております。

**○近藤憲治委員** 今の御答弁からすると、やはりごみの減量化というのはまだまだ努力を重ねていかなければならない現状もあるのだなというふうに受けとめさせていただきました。また、今の進捗状況からいくと、網走市全体の流れを今お話しただいたと思うのですけれども、例えば世代や居住エリアでその進捗状況にばらつきがあるのでしょうか。また、あるとしたら、その理由や対策についても伺いたしたいと思います。御答弁いただきたいと思っております。

**○梅津義則生活環境課長** 原単位を世代ですとか居住エリアごとで分析するというのはちょっと難しいのですけれども、通常のごみ収集の状況ですとか、昨年度と今年度行いました生ごみ分別堆肥化検証事業の状況からいたしますと、若年層の居住するアパートが多いエリアよりは、高齢者や一般住宅の多いエリアのほうが、分別や生ごみの水切りなどの協力をしてくれるという傾向にはあります。理由といたしましては、若年層のごみの減量化や分別に対する関心の薄さや、適正排出をするという意識の欠如かというふうに思っております。そういった若年層に対する対策といたしましては、高校生、大学生などに向けて、学校の協力を得ながら、分別やリサイクルに関連する情報を提供していきたいというふうに思っております。また、小中学校のごみ処理場施設見学などを通じて、環境教育などを実施したいと思っております。これらのことは現在も実施していることでありますけれども、説明の仕方など、よりわかりやすいものとなるように研究をしていきたいというふうに思っております。

**○近藤憲治委員** ぜひ進めていっていただきたいと思っております。今お話を二つ伺いましたけれども、やはりごみの減量化というのは進めていかなければならない状況にあるということでありまして、人口がこの先減少するというのを考えれば、ごみの総量は減るのであろうということも想定はされるのですけれども、それでもやはり減量化は進めていかなければならないということをお話から私も認識したところなのですけれども、その方向性でいいということを確認させていただき

たいと思います。

○梅津義則生活環境課長 来年の4月から新しい破砕リサイクル施設が稼働となりまして、それに向けての新たな分別の説明会を10月から12月に実施することとしております。その説明会の中では、分別の説明だけではなくて、分別などのルールを守らないと施設や環境にどういった影響を与えるのかなども含めて、なぜ分別や減量化が必要なのかといったようなことも理解していただけるような説明会としていきたいと考えております。今後、原単位や埋立量を減らすための対策を研究していきたいというふうに思っております。

○近藤憲治委員 終わります。

○平賀貴幸委員長 以上で、本日の日程であります一般会計の歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入並びに関連議案1件の細部質疑を終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

再開は、あす午前10時といたしますから、御参集願います。

お疲れさまでした。

午後 4 時34分散会

---